

那霸市公報

第1786号 その1
毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那霸市動物の愛護及び管理に関する条例（環境衛生課）	128
○那霸市自転車等の放置防止に関する条例（道路管理課）	139
○那霸市議会議員及び那霸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（総務課・選挙管理委員会）	144
○那霸市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課）	150
○那霸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	158
○那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	167
○那霸市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（法制契約課）	172
○那霸市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	174
○那霸市介護保険条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	176
○那霸市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	180
○那霸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	207
○那霸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	220
○那霸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	227

○那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	232
○那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	239
○那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	246
○那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	260
○那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	293
○那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	334
○那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	363
○那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	380
○那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	393
○那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	407
○那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	422
○那覇市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	428
○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	435
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	437
○那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	451
○那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	453
○那覇市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例（公園管理課）	460

- 那霸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課） 463
- 那霸市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課） 476

条 例

那霸市条例第1号

令和3年3月26日

公 布 濟

那霸市動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 動物の適正飼養等(第7条—第10条)
- 第3章 動物の収容等(第11条—第16条)
- 第4章 緊急時の措置等(第17条—第19条)
- 第5章 雜則(第20条—第24条)
- 第6章 罰則(第25条・第26条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和し、及び共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (4) 適正飼養 動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようすることをいう。
- (5) 係留 丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、おりその他の障壁を設けて、逸走を防止することをいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たしていくとともに、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念として、その実現が推進されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、及び実施することに努めなければならない。

2 市は、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物の習性、生理、生態等を理解すること及び適正飼養をすることに努めるとともに、その動物について、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 終生飼養(命を終えるまで適正飼養をすることをいう。次項において同じ。)をすること。
 - (2) 繁殖して自ら適正飼養をすることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 迷子札、マイクロチップ等の装着その他動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするために必要な措置を講ずること。
 - (5) 災害等が発生した場合に備え、市長が定める措置を講ずること。
- 2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、動物の習性、生理、生態等を理解するとともに、飼養の目的、環境等を考慮し、及び終生飼養ができる動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正飼養等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は適切な措置を講ずること。
- (3) 飼養場所の汚物及び汚水を適正に処理し、常に清潔に保つこと。
- (4) 道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び建物(以下「公共の場所等」という。)を損傷し、又は不潔にしないこと。
- (5) 異常な鳴き声、飛散する毛、羽毛、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 逸走を防止する対策を講ずるとともに、逸走が発生した場合は、自らの責任において速やかに捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、その飼い犬について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、飼い主以外の者に接触しないよう、常に係留しておくこと。
 - ア 警察犬、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。第21条第2号において同じ。)等をその目的のために使用する場合
 - イ 制御できる者が、訓練又は運動を目的とする施設で訓練又は運動をさせる場合
 - ウ 綱、鎖等を保持することによりその行動を制御した状態で移動、訓練又は運動をさせる場合
 - エ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合
 - オ 生後91日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合
- (2) その種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (3) その種類、年齢その他特性に応じたしつけを行うこと。
- (4) 公共の場所等にふんをしたときは、直ちに当該ふんを持ち帰ること。

(5) 飼養又は保管をしている場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、飼養又は保管をしている旨を掲示すること。

(猫の飼養等)

第9条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫について、屋内で飼養するよう努めなければならない。

2 所有者が判明しない猫に対し継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。

(飼い主等に対する指導及び助言)

第10条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命等に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

2 市長は、第6条第1項第2号に規定する繁殖を防止するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

3 市長は、第6条第1項第3号に規定する感染を予防するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

4 市長は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

第3章 動物の収容等

(犬の収容)

第11条 市長は、第8条第1号の規定に違反して係留されていない犬があると認めるときは、これを収容することができます。

2 市長は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合で、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、職員をしてその場所(人の居住する建物を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、その限りでない。

3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 何人も、第1項の規定による犬の収容のために設置した器具を移動し、又は破損してはならない。

(犬又は猫の引取り)

第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。次項において「省令」という。)第21条の2第7号に規定する犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 2 省令第21条の3第2号に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 3 市長は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により犬又は猫を引き取るときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、並びにこれを引き取るために必要な指示をすることができる。

(負傷した犬、猫等の措置)

第13条 市長は、公共の場所等において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により犬、猫等を収容したときは、その状態等に応じた必要な処置を講ずるものとする。

(公示等)

第14条 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び前条第1項の規定により所有者の判明しない犬、猫等の収容又は引取り(以下「収容等」という。)をしたときは、当該犬、猫等の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を5日間公示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する犬、猫等の所有者が判明したときは、その所有者に対し、判明した日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 犬、猫等の所有者は、第1項に規定する公示がされた場合にあっては当該公示の期間が満了する日の翌日、前項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した日の翌日までに、その犬、猫等を引き取らなければならない。

4 市長は、第1項に規定する公示期間が満了した日から2日以内(第2項の規定による通知を行った場合にあっては、当該通知が到達した日から2日以内)にその犬、猫等を引き取る者がないときは、当該犬、猫等を処分することができる。ただし、当該犬、猫等の所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その期間が経過するまでの間は、この限りでない。

(譲渡)

第15条 市長は、法第35条第1項本文の規定により引取りをした犬及び猫並びに前条第4項本文の規定により処分することができる犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正飼養ができると認めるものに譲渡することができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第16条 犬又は猫の飼い主は、その所有し、又は占有する犬又は猫がみだりに繁殖してこれに適正飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

第4章 緊急時の措置等

(事故発生時の措置)

第17条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命等を侵害したときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、被害を与えた日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、直ちに、当該犬に狂犬病の疑いがあるかどうかについての獣医師の検診を受けなければならない。

(措置命令)

第18条 市長は、第8条第1号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は人が人の生命等を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第8条第1号の規定に違反している犬の飼い主に対しては、飼い主以外の者

に接触しないよう、当該犬を係留すること。

- (2) 犬に口輪を装着すること。
- (3) その他犬による人の生命等に対する侵害を防止するため必要な措置をとること。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から当該動物の飼養の状況、保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に当該動物の飼養若しくは保管をしている土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入らせ、及び当該動物の飼養の状況等に関し調査させ、若しくは質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雜則

(手数料)

第20条 法第35条第1項本文の規定による引取りを求める所有者は、当該引取りが行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 生後91日未満の犬 1頭につき500円
 - (2) 生後91日以上の犬
 - ア 体重30キログラム未満 1頭につき2,500円
 - イ 体重30キログラム以上 1頭につき3,500円
 - (3) 生後91日未満の猫 1匹につき500円
 - (4) 生後91日以上の猫 1匹につき2,500円
- 2 法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び第13条第1項の規定による収容等をされた犬、猫等の返還を求める飼い主は、当該返還が行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 返還に要する手数料 1頭又は1匹につき4,000円
- (2) 飼養及び管理に関する手数料 1頭又は1匹につき1日当たり350円

3 納付された手数料は、還付しないものとする。

(手数料の免除)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

- (1) 官公署から事務上の必要により請求があった場合
- (2) 身体障害者補助犬に係る請求があつた場合
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(動物愛護管理員)

第22条 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(動物愛護推進員)

第23条 市長は、犬、猫等の動物の愛護、適正飼養等の推進について熱意及び識見を有する者のうちから、法第38条第1項の動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第38条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正飼養に関する助言すること。
- (2) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言すること。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第25条 第18条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(那覇市飼い犬条例の廃止)
- 2 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の那覇市飼い犬条例(次項において「旧条例」という。)第8条第1項の規定により捕獲されている犬は、第11条第1項の規定により収容されている犬とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(那覇市手数料条例の一部改正)

- 6 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71条)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1~18 [略]

19 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において

「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第35条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	ア 生後91日以上の犬1頭又は猫1匹につき2,500円(体重30キログラム以上の犬にあっては、1頭につき3,500円) イ 生後91日未満の犬1頭又は猫1匹につき500円
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の飼養管理及び返還	引取り又は収容中の犬、猫等の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額

20~25 [略]

26 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	捕獲した犬の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1~18 [略]

19~24 [略]

那霸市条例第2号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市自転車等の放置防止に関する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市自転車等の放置防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市、自転車等の利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。第7条第1項において「法」という。)第6条に規定する条例で定めるところによる放置自転車等の撤去、保管した自転車等に対する措置及びそれらに要した費用に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持及び自転車等の利用者の利便の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)及び自転車(同項第11号の2に規定する自転車をいう。第7条第1項において同じ。)をいう。
- (2) 放置自転車等 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にある自転車等をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場、緑地その他公共の用に供する場所(自転車等駐車場を除く。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自転車等の撤去、撤去した自転車等の保管及び保管した自転車等の廃棄等の処分並びに自転車等の放置防止に関する啓発及び駐車対策に関し必要な施策(以下「市の施策」という。)を実施するものとする。

2 市は、市の施策を実施するため必要があると認めるときは、公共の場所を管理する者、警察その他関係者と協議し、協力を求めることができる。

(利用者等の責務)

第4条 利用者等(自転車等の利用者又は所有者をいう。以下同じ。)は、自転車等を

安全に利用しなければならない。

2 利用者等は、市の施策に協力しなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第5条 公共の場所を管理する者は、当該公共の場所の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、相互に協力して、放置自転車等の撤去等に努めるものとする。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館その他公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

2 前項に規定する施設の設置者は、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に法第12条第3項に規定する防犯登録を受けることを勧奨するよう努めなければならない。

2 自転車等の小売を業とする者は、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等の放置禁止)

第8条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

(重点区域の指定等)

第9条 市長は、良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するために必要があると認める公共の場所を、自転車等放置防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係団体の意見を聞くものとする。

3 市長は、重点区域を指定したときは、規則で定める事項を公示するとともに、利用者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、重点区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、重点区域内において自転車等から離れようとしている利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動させるよう指導することができる。

2 市長は、重点区域内にある放置自転車等を直ちに撤去し、及び撤去した自転車等を保管することができる。

3 市長は、放置自転車等により重点区域外の公共の場所の良好な生活環境が阻害され、その機能が低下していると認めるときは、当該放置自転車等の利用者等に対し、当該放置自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動させるよう指導することができる。

4 市長は、前項の規定による指導を行った場合において、規則で定める期間を経過してもなお公共の場所にある放置自転車等を撤去し、及び撤去した自転車等を保管することができる。

(撤去に伴う措置)

第11条 市長は、前条第2項又は第4項の規定により放置自転車等を撤去する場合において、当該放置自転車等が電柱、柵その他的工作物に係留されていること等により撤去することが困難であると認めるときは、係留に用いられている器具の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該措置により生じた損害については、本市は、その責めを負わない。

(保管した自転車等に対する措置)

第12条 市長は、第10条第2項又は第4項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を公示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による公示の日から起算して規則で定める期間を経過する日までに当該公示に係る自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の負担)

第13条 第10条第2項又は第4項の規定により保管した自転車等の返還を受けようと

する利用者等は、撤去、保管その他の措置に要した費用として実費の範囲内において規則で定める額を、市長に支払わなければならない。

- 2 市長は、利用者等が自転車等の放置をしたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する費用の支払を免除することができる。
- 3 第1項の規定は、前条第2項前段に規定する売却代金を返還する場合についても適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

那霸市条例第3号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市議会議員及び那霸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を
ここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第4条第2号イにおいて同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(次条において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ

き当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下この条において「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいざれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下このアにおいて「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいざれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動

車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に規定する選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価に、選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(次条において「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該

ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(次条において「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第4号)

(2) 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第5号)

(経過措置)

3 この条例は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

那霸市条例第4号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>オ [略]</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第8条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第6条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ<u>並びに第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかるわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う</u></p>	<p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第8条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第6条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、<u>第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)並びに第5号イの規定にかかるわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う</u></p>

<p>場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第6条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p>	<p>べき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第6条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p>
<p>第16条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第154条第1項に規定する指定自</p>	<p>第16条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)以下この条及び第37条第3項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する</p>

立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)又は指定就労継続支援B型事業者(同条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第28条 [略]

2~4 [略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6~10 [略]

(職場への定着のための支援の実施)

第37条 [略]

2 [略]

指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)又は指定就労継続支援B型事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第28条 [略]

2~4 [略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6~10 [略]

(職場への定着のための支援等の実施)

第37条 [略]

2 [略]

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条

	<p><u>例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>
(運営規程)	<p>第47条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第53条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
第48条 [略]	<p>第47条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第53条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
2～3 [略]	<p>第48条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>
	<p>第48条の2 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実</u></p>

	<p><u>施しなければならない。</u></p> <p>3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第50条 [略]	第50条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 [略]	5 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第51条 [略]	第51条 [略]
2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
(掲示)	(掲示)
第53条 [略]	第53条 [略]
(身体拘束等の禁止)	(身体拘束等の禁止)

第54条 [略] 2 [略]	第54条 [略] 2 [略] <u>3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 <u>(虐待の防止)</u> <u>第60条の2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
-------------------	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

- 付 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第60条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第48条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第51条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第5号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略]	目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雜則(第33条)</u>
付則 第3条 [略]	付則 第3条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5～6 [略] (管理者) 第5条 [略]	<u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 7～8 [略] (管理者) 第5条 [略]
2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)の主任介護支援専門員でなければならない。	2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)の主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項の管理者とすることができる。
3 [略]	3 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3~7 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(8) [略]

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

3~7 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(8) [略]

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議(テレビ電話装置その他情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」)と

当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(18)の2 [略]

いう。)を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるができるものとする。

(10)～(18)の2 [略]

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(19)～(27) [略]

(19)～(27) [略]

(運営規程) 第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、その事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) [略] (6) [略] (勤務体制の確保) 第21条 [略] 2～3 [略]	(運営規程) 第20条 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) [略] (勤務体制の確保) 第21条 [略] 2～3 [略] <u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) <u>第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
--	---

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第24条 [略]

第24条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

と。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条及び第15条第24号(これらの規定を第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

める。

3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

(那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 (経過措置)</p> <p><u>2 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項の管理者については、平成33年3月31日までの間は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p>付 則 (経過措置)</p> <p><u>2 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項の管理者(以下この項において「管理者」という。)が、同条第2項の主任介護支援専門員でないものに限る。)については、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</u></p>

備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくよう努めるとともに、次の第1号から第5号まで及び第7号に」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあ

るのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第6号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那霸市国民健康保険税条例(昭和47年那霸市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険税の減額)	(保険税の減額)
第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>33万円</u> を超えない世帯に係る納稅義務者	第21条 [略] (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> (納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額

ア～ウ [略]

エ 被保険者に係る世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 2,782円

オ～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ [略]

エ 被保険者に係る世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 1,987円

オ～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超

が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ [略]

エ [略]

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 2,783円

オ～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ [略]

エ [略]

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 1,988円

オ～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	<u>一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</u> ア～カ [略] (特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例) 第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。
付 則 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例) 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する	付 則 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例) 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那霸市条例第7号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市附屬機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市公契約条例検討審議会	公契約に関する条例についての検討 に関すること。
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
	[略]	

那霸市条例第8号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例

那覇市高齢者在宅生活支援条例(平成12年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用の許可) 第4条 高齢者在宅生活支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 <u>2 前項の利用期間は、6月とし、利用期間終了後引き続き高齢者在宅生活支援事業を利用しようとするときは、利用期間の更新を受けなければならない。</u>	(利用の許可) 第4条 高齢者在宅生活支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 <u>ただし、規則で定める高齢者在宅生活支援事業については、この限りでない。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市条例第9号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>4 2,336円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>6 3,492円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>6 3,492円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>7 6,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>8 4,660円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>96,51 6円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のい</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>4 1,256円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>6 1,884円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>6 1,884円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>7 4,268円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>8 2,512円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,42 4円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、</p>

<p>ずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>105,828円</u> ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>126,996円</u> ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>135,456円</u> ア 合計所得金額が<u>300万円</u>以上<u>400万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>152,388円</u> ア～イ [略]</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>177,792円</u> ア～イ [略]</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>194,724円</u> ア～イ [略]</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>203,184円</u> ア～イ [略]</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>211,656円</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げ</p>	<p>かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>103,140円</u> ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>123,768円</u> ア 合計所得金額が<u>210万円</u>以上<u>320万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>132,024円</u> ア 合計所得金額が<u>320万円</u>以上<u>400万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>148,524円</u> ア～イ [略]</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>173,280円</u> ア～イ [略]</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>189,780円</u> ア～イ [略]</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>198,036円</u> ア～イ [略]</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>206,280円</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず</p>
---	--

る区分に応じ、当該各号に定める額とする。	ず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号に該当する者 <u>25,404円</u>	(1) 前項第1号に該当する者 <u>24,756円</u>
(2) 前項第2号に該当する者 <u>42,336円</u>	(2) 前項第2号に該当する者 <u>41,256円</u>
(3) 前項第3号に該当する者 <u>59,268円</u>	(3) 前項第3号に該当する者 <u>57,768円</u>

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

那覇市条例第10号
令和3年3月26日
公 布 濟

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第37条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第37条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第35条 [略]	第35条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
	4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
	(業務継続計画の策定等)
	第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に

	<p><u>実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第36条 [略]	第36条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<p><u>3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p>
(掲示)	(掲示)
第37条 [略]	第37条 [略]
	<p><u>2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(身体拘束等の禁止)</u></p>

第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第42条の2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

(準用)

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第45条第1項において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第45条第2項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する第37条第1項」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する第37条第1項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第50条 第6条第1項及び第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

- 2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第2

(運営に関する基準)

第50条 第6条第1項及び第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とある

項において準用する第37条と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第61条 [略]

2~4 [略]

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6~10 [略]

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第71条 [略]

2~3 [略]

(非常災害対策)

第73条 [略]

2~4 [略]

のは「第50条第2項において準用する第37条第1項」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第61条 [略]

2~4 [略]

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6~10 [略]

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第71条 [略]

2~3 [略]

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第73条 [略]

2~4 [略]

5 指定療養介護事業者は、前項に規定する

		<u>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
5 [略] (衛生管理等)	6 [略] (衛生管理等)	
第74条 [略]	第74条 [略]	
2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	2 指定療養介護事業者は、 <u>当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>	
(掲示)	(掲示)	
第75条 [略]	第75条 [略]	
(身体拘束等の禁止)	2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	
第76条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。	第76条 削除	
2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時		

<p><u>間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p>	
(記録の整備)	(記録の整備)
第78条 [略]	第78条 [略]
2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供了した日から5年間保存しなければならない。	2 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>第76条第2項に規定する身体拘束等の記録</u>	(4) <u>次条において準用する第37条の2第2項に規定する身体拘束等の記録</u>
(5)～(6) [略]	(5)～(6) [略]
(準用)	(準用)
第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第38条、第39条第1項及び第40条から <u>第42条</u> までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第2条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。	第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、 <u>第35条の2、第37条の2</u> 、第38条、第39条第1項及び第40条から <u>第42条の2</u> までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。
(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)	(職場への定着のための <u>支援等</u> の実施)
第88条の2 [略]	第88条の2 [略]
	2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受け通常の事業所に新たに雇用された障がい者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運	第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運

<p>営についての重要事項に関する運営規程（<u>第95条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略] (衛生管理等)</p> <p>第93条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(掲示)</p> <p>第95条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第96条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、<u>第38条から第43条まで</u>、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで<u>及び第76条から第78条までの規定</u>は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、</p>	<p>営についての重要事項に関する運営規程（<u>第95条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略] (衛生管理等)</p> <p>第93条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、<u>当該指定生活介護事業所</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第95条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第96条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、<u>第35条の2、第37条の2から第43条まで</u>、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、<u>第77条及び第78条</u>の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条</p>
--	---

第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

(準用)

第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、
第38条から第43条まで、第53条、第60条
から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第80条、第82条及び前節(第96条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第111条 第11条、第13条から第19条まで、
第21条、第22条、第24条、第25条、第30
条、第31条、第38条から第44条まで、第6
3条、第69条、第71条、第73条、第76条、
第77条、第90条及び第93条から第95条ま
での規定は、指定短期入所の事業につい
て準用する。この場合において、第11条
第1項中「第33条」とあるのは「第109条」
と、第22条第2項中「次条第1項」とある
のは「第106条第1項」と、第25条第2項中
「第23条第2項」とあるのは「第106条第2
項」と、第95条中「前条」とあるのは「第

第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

(準用)

第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第80条、第82条及び前節(第96条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第111条 第11条、第13条から第19条まで、
第21条、第22条、第24条、第25条、第30
条、第31条、第35条の2、第37条の2から
第44条まで、第63条、第69条、第71条、
第73条、第77条、第90条及び第93条から
第95条までの規定は、指定短期入所の事
業について準用する。この場合において、
第11条第1項中「第33条」とあるのは「第
109条」と、第22条第2項中「次条第1項」
とあるのは「第106条第1項」と、第25条
第2項中「第23条第2項」とあるのは「第1
06条第2項」と、第95条第1項中「前条」

111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第124条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36条から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第123条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第124条において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療

とあるのは「第111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第35条の2、第37条の2から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第124条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第35条(第1項及び第2項を除く。)から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第123条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第124条において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」

「養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第159条 [略]

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 次条において準用する第76条第2項

と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第159条 [略]

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 次条において準用する第37条の2第

に規定する身体拘束等の記録	2項に規定する身体拘束等の記録
(5)～(6) [略]	(5)～(6) [略]
(準用)	(準用)
第160条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、 <u>第38条から第43条まで</u> 、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、 <u>第76条</u> 、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、 <u>第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u>	第160条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、 <u>第35条の2、第37条の2から第43条まで</u> 、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、 <u>第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u>
(準用)	(準用)
第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、 <u>第38条から第43条まで</u> 、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、 <u>第76条</u> 、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節(第160条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。	第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、 <u>第35条の2、第37条の2から第43条まで</u> 、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節(第160条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。
(従業者の員数)	(従業者の員数)

第164条 [略]	第164条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
<u>5 第1項第2号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u>	
<u>6 [略]</u> (認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)	<u>5 [略]</u> (認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)
第165条 [略]	第165条 [略]
2 前項の従業者及びその員数については、 <u>前条第2項から第4項まで及び第6項</u> の規定を準用する。 (職場への定着のための <u>支援</u> の実施)	2 前項の従業者及びその員数については、 <u>前条第2項から第5項までの規定</u> を準用する。 (職場への定着のための <u>支援等</u> の実施)
第171条 [略]	第171条 [略]
(準用)	<u>2 指定就労移行支援事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u> (準用)
第173条 第11条から第19条まで、第21条、 第22条、第25条、第30条、 <u>第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条</u>	第173条 第11条から第19条まで、第21条、 第22条、第25条、第30条、 <u>第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条</u>

中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

1条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第186条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条、第148条及び第172条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第185条の2」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する

第186条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条、第148条及び第172条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第185条の2」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とある

する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第186条」と、第95条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」とあるのは「第191条

の「第186条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」とあるのは「第191条

るのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第191条の8 [略]

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第191条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条の12において準用する第23条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第191条の6、第191条の10及び第191条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第191条の8 [略]

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第191条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第37条まで、第38条から第43条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条の12において準用する第23条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第37条まで、第38条から第43条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第191条の6、第191条の10及び第191条の11の規定は、指定自立生活援助の

この場合において、第11条第1項中「第3条」とあるのは「第191条の20において準用する第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の20において準用する次条第1項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第193条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第204条 [略]

2~5 [略]

(準用)

第208条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」

事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の20において準用する第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の20において準用する次条第1項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第193条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第204条 [略]

2~5 [略]

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第208条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条

とあるのは「第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第208条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第208条の4 [略]

2~3 [略]

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第2項」とあるのは「第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第208条の4 [略]

2~3 [略]

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第208条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで及び第203条から第207条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第208条の11において準用する第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条の11において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第208条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条の11」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第208条の11において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定

らない。

(準用)

第208条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで及び第203条から第207条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第208条の11において準用する第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条の11において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条の11」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第208条の11において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定

けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第211条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第218条 [略]

2~4 [略]

(準用)

第219条 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで、第201条、第202条及び第205条から第207条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用

宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第211条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第218条 [略]

2~4 [略]

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第219条 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで、第201条、第202条及び第205条から第207条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において

する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第219条において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第219条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第219条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第219条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第219条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第219条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第219条において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第201条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第220条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A

準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第219条において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第219条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第219条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第219条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第219条」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第219条において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第201条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第220条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A

型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項及び第5項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。

- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第6項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。

(1)～(2) [略]

型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。

- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第6項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。

(1)～(2) [略]

<p>付 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第3条 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>付 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第3条 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分

を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第42条の2(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12、第191条の20、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条の2(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12、第191条の20、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第35条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条第3項(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第124条、第191条の12並びに第191条の20において準用する場合を含む。)、第74条第2項及び第93条第2項(新条例第96条の5、第111条、第111条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第208条、第208条の11及び第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第37条の2第3項(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第37条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市条例第11号
令和3年3月26日
公 布 濟

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 療養介護(第5条—第33条)	第2章 療養介護(第5条—第33条の2)
第3章～第9章 [略]	第3章～第9章 [略]
付則	付則
(障害福祉サービス事業者の一般原則)	(障害福祉サービス事業者の一般原則)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人 権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者</u> <u>を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うと ともに、その職員に対し、研修を実施す る等の措置を <u>講ずるよう努めなければな らない。</u>	3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人 権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その職員に 対し、研修を実施する等の措置を <u>講じな ければならない。</u>
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第9条 [略]	第9条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 [略]	5 [略]
(療養介護計画の作成等)	(療養介護計画の作成等)
第18条 [略]	第18条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 サービス管理責任者は、療養介護計画の 作成に係る会議(利用者に対する療養介 護の提供に当たる担当者等を招集して行 う会議を <u>いう</u> 。)を開催し、前項に規定す る療養介護計画の原案の内容について意 見を求めるものとする。	5 サービス管理責任者は、療養介護計画の 作成に係る会議(利用者に対する療養介 護の提供に当たる担当者等を招集して行 う会議を <u>いい、テレビ電話装置その他の</u> <u>情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」</u> <u>という</u> 。)を活用して行うものを含む。)

		を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6~10 [略] (勤務体制の確保等)	6~10 [略] (勤務体制の確保等)	
第26条 [略]	第26条 [略]	
2~3 [略]	2~3 [略]	
	4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)	
	第26条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
	2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
	3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等)	
第28条 [略]	第28条 [略]	
2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員	

	<p>会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
(身体拘束等の禁止)	(身体拘束等の禁止)
第29条 [略]	第29条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<p>3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
	<p>(虐待の防止)</p> <p>第33条の2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>

(職場への定着のための <u>支援</u> の実施) 第45条の2 [略]	(職場への定着のための <u>支援等</u> の実施) 第45条の2 [略] <p>2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。</p>
(衛生管理等) 第49条 [略] <p>2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	(衛生管理等) 第49条 [略] <p>2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
(準用) 第51条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から <u>第33条</u> までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、	(準用) 第51条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から <u>第33条の2</u> までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、

第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第51条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第51条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第51条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第45条の2から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第56条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第56条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第56条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第56条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

て、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第51条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第51条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第51条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第45条の2から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第56条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第56条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第56条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第56条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用) <p>第61条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から<u>第33条</u>まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第45条の2から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第61条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第61条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第61条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第61条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」を読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第64条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p><u>6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>7 [略] (認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p> <p>第65条 [略]</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、<u>前条第2項から第5項まで及び第7項</u>の規定を準用する。</p>	(準用) <p>第61条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から<u>第33条の2</u>まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第45条の2から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第61条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第61条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第61条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第61条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」を読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第64条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 [略] (認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p> <p>第65条 [略]</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、<u>前条第2項から第6項までの規定</u>を準用する。</p>
---	--

(職場への定着のための支援の実施)

第68条 [略]

(準用)

第70条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第70条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第70条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第70条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第70条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第68条 [略]

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第70条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第70条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第70条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第70条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第70条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の

	<p><u>当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に</u>関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第83条 [略]</p>
	<p>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第85条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第85条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第85条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第85条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第88条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条</p>
	<p>当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に</p> <p>関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第83条 [略]</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第85条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第85条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第85条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第85条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第88条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条</p>

から第33条まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第88条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第88条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第88条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第88条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による児童福祉法第21条

から第33条の2まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第88条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第88条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第88条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第88条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による那覇市指定通所支

の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例(次条において「指定通所支援基準条例」という。)で定める指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的にを行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

(職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項及び第6項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号。次条において「指定通所支援基準条例」といふ。)第6条に規定する指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

(職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第7条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

<p>2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び<u>第7項</u>並びに第75条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>	<p>る。</p> <p>2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び<u>第6項</u>並びに第75条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第33条の2(新条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条の2(新条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第26条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第2項及び第49条第2項(新条例第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- (身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第29条第3項(新条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第12号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準(第5条—<u>第46条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (非常災害対策)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 [略] (職員の配置の基準)</p> <p>第12条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1)~(4) [略] (5) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ [略] エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 オ [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準(第5条—<u>第47条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (非常災害対策)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>6 [略] (職員の配置の基準)</p> <p>第12条 [略] (1)~(4) [略] (5) [略] ア～ウ [略] エ [略]</p>

(6)～(7) [略] 2～4 [略] (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第13条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)～(2) [略] (施設障害福祉サービス計画の作成等)	(6)～(7) [略] 2～4 [略] (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第13条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)～(2) [略] (施設障害福祉サービス計画の作成等)
第20条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	第20条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計

		画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6~10 [略] (職場への定着のための <u>支援</u> の実施) 第29条 [略] 2 [略]	6~10 [略] (職場への定着のための <u>支援等</u> の実施) 第29条 [略] 2 [略]	3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
(勤務体制の確保等) 第38条 [略] 2~3 [略]	(勤務体制の確保等) 第38条 [略] 2~3 [略]	4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)

第38条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第40条 [略]

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第42条 [略]

2 [略]

第40条 [略]

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第42条 [略]

2 [略]

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

	<p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> (虐待の防止)</p> <p><u>第47条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第47条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実

施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第13号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針)	(基本方針)
第2条 [略]	第2条 [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければならぬ</u> 。
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第4条 [略]	第4条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 [略]	5 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、 <u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
(記録の整備)	(記録の整備)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	2 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u>	(2) <u>第19条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u>
(3) <u>第18条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	(3) <u>第20条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
	<u>(勤務体制の確保等)</u>
	<u>第14条 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</u>

	<p>2 センターは、当該センターの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
第14条 [略]	<p>第15条 [略] (業務継続計画の策定等)</p>
	<p>第16条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
(衛生管理等)	<p>(衛生管理等)</p>
第15条 [略]	<p>第17条 [略]</p>
2 センターは、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	<p>2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員</p>

	<p>会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うもののを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
第16条～第18条 [略]	第18条～第20条 [略] (虐待の防止) <p>第21条 センターは、当該センターにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
第19条 [略]	第22条 [略]
備考	<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。</p>

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第14号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第2章 [略]	第1章～第2章 [略]
第3章 [略] (第4条— <u>第34条</u>)	第3章 [略] (第4条— <u>第35条</u>)
付則	<u>第4章 雜則(第36条)</u>
(basic principles)	付則
第3条 [略]	第3条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
(運営規程)	<u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程)
(1)～(6) [略]	第8条 [略]
(7) [略]	(1)～(6) [略]
非常災害対策)	<u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
第9条 [略]	(8) [略]
2～4 [略]	非常災害対策)
5 [略]	第9条 [略]
サービス提供の方針)	2～4 [略]
	<u>5 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
	6 [略]
	(サービス提供の方針)

第18条 [略]	第18条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	5 [略]
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)~(3) [略] (施設長の責務)	(2)~(3) [略] (施設長の責務)
第23条 [略]	第23条 [略]
2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)	2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第35条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
	4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 [略]

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) [略] (掲示) 第29条 [略]	(4) [略] (掲示) 第29条 [略] <u>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (事故発生の防止及び発生時の対応)
第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>定める</u> 措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>掲げる</u> 措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
2～4 [略]	2～4 [略] (虐待の防止)
	第35条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
	<u>第4章 雜則</u> (電磁的記録等)
	第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、

作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第35条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第8条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、

「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第34条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第15号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針)	(基本方針)
第2条 [略]	第2条 [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
	<u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(運営規程)	(運営規程)
第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第7条 [略]
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]
<u>(7) [略]</u>	<u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第8条 [略]	第8条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
	<u>5 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
<u>5 [略]</u>	<u>6 [略]</u>
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第12条 [略]	第12条 [略]
2~11 [略]	2~11 [略]
12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかるわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げ	12 [略]

<p>る区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) [略] (処遇の方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略] (施設長の責務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から<u>第29条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(1) 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) [略] (処遇の方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置</u>その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」といふ。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略] (施設長の責務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から<u>第30条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症(同</p>
--	---

法第5条の2第1項に規定する認知症をい
う。)である要介護者に対する介護に係る
基礎的な研修を受講させるために必要な
措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提
供を確保する観点から、職場において行
われる性的な言動又は優越的な関係を背
景とした言動であって業務上必要かつ相
当な範囲を超えたものにより職員の就業
環境が害されることを防止するための方
針の明確化等の必要な措置を講じなけれ
ばならない。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症又は
非常災害の発生時において、入所者に対
する処遇を継続的に行うため及び非常時
の体制で早期の業務の再開を図るための
計画(以下この条において「業務継続計
画」という。)を策定し、当該業務継続計
画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継
続計画について周知するとともに、必要
な研修及び訓練を定期的に実施しなけれ
ばならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計
画の見直しを行い、必要に応じて業務継
続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 [略]

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホーム
において感染症又は食中毒が発生し、又
はまん延しないように、次に掲げる措置
を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染
症及び食中毒の予防及びまん延の防止
のための対策を検討する委員会をおお
むね3月に1回以上開催するとともに、
その結果について、支援員その他の職
員に周知徹底を図ること。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん
延の防止のための対策を検討する委員
会(テレビ電話装置等を活用して行う
ものを含む。)をおおむね3月に1回以上
開催するとともに、その結果について、
支援員その他の職員に周知徹底を図る

		こと。
(2) <u>当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
(3) <u>当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>	(3) <u>支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u>	
(4) [略] (事故発生の防止及び発生時の対応)	(4) [略] (事故発生の防止及び発生時の対応)	
第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。	第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
2～4 [略]	2～4 [略] (虐待の防止)	
	第30条 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	

	(電磁的記録等) <u>第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u>
第30条 [略]	第32条 [略]
備考	<p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31までの間、改正後の那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項及び第30条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第7条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実

施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第16号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略] (第3条—<u>第32条</u>)</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをい</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略] (第3条—<u>第32条の2</u>)</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p><u>第6章 雜則(第54条)</u></p> <p>付則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

う。以下この条において同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(非常災害対策)

第9条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(処遇の方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(運営規程)

第8条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(非常災害対策)

第9条 [略]

2～4 [略]

5 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 [略]

(処遇の方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の <u>従業者</u> に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置</u> <u>その他の情報通信機器</u> (以下「 <u>テレビ電話装置等</u> 」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の <u>職員</u> に周知徹底を図ること。
(2) [略]	(2) [略]
(3) 介護職員その他の <u>従業者</u> に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	(3) 介護職員その他の <u>職員</u> に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7~8 [略] (施設長の責務)	7~8 [略] (施設長の責務)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)	2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から <u>第32条の2</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第41条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
	4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の

就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 [略]

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) [略] (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>定める措置</u> を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 2～4 [略]	(4) [略] (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>掲げる措置</u> を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 [略] <u>(虐待の防止)</u> 第32条の2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (基本方針) 第34条 [略] 2 [略]
---	--

(運営規程) 第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(8) [略] (9) [略] (設備の基準) 第36条 [略] 2～3 [略] 4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>おおむね10人以下</u> としなければならない。 (ウ) [略] (エ) 一の居室の面積等は、 <u>次のいずれか</u> を満たすこと。 a <u>10.65平方メートル以上</u> とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、 <u>21.3平方メートル以上</u> とすること。 b <u>ユニットに属さない居室を改修したもの</u> については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな	(運営規程) 第35条 [略] (1)～(8) [略] <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) [略] (設備の基準) 第36条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1) [略] ア [略] (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>原則としておおむね10人以下</u> とし、 <u>15人を超えないものとする</u> 。 (ウ) [略] (エ) 一の居室の面積等は、 <u>10.65平方メートル以上</u> ((ア)ただし書の場合にあっては、 <u>21.3平方メートル以上</u>)とすること。
---	--

<p>い。</p> <p>(オ)～(ケ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 介護職員その他の<u>従業者</u>に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>9～10 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(オ)～(ケ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>職員</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 介護職員その他の<u>職員</u>に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>9～10 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優</u></p>
--	---

		<p><u>越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
(準用)		(準用)
第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から <u>第32条</u> までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から <u>第32条</u> まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から <u>第32条</u> まで」と読み替えるものとする。		
(職員の配置の基準)		(職員の配置の基準)
第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。		第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。 <u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</u>
(1)～(7) [略]		(1)～(7) [略]
2～8 [略]		2～8 [略]
9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施		9 [略]

設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) [略]

10～15 [略]

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 [略]

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) [略]

10～15 [略]

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 [略]

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条の2及び第32条の2の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中

項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 [略]

2~3 [略]

4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) [略]

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提

「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第32条の2」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 [略]

2~3 [略]

4 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) [略]

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。

にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

5～7 [略]

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

(オ)～(ケ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

5～7 [略]

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載され

た紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)
により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)
によることができる。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項(新条例第49条において準用する場合を含む。)、第32条の2(新条例第43条、第49条、第53条において準用する場合を含む。)及び第34条第3項(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第8条(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31までの間、新条例第25条第3項(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第41条第4項(新条例53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- (業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31までの間、新条例第25条の2(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- (感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31までの間、新条例第27条第2項第3号(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、特別養護老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
- (事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第32条第1項(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。
- (ユニットの定員に関する経過措置)
- 7 施行日以降、当分の間、新条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム(新条例第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)は、新条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第36条第4項第1号ア(エ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市条例第17号
令和3年3月26日
公 布 濟

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第13章 [略]	第1章～第13章 [略] <u> 第14章 雜則(第277条)</u>
付則	付則
(指定居宅サービスの事業の一般原則)	(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
(運営規程)	<u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	<u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
(1)～(6) [略]	(運営規程)
<u>(7) [略]</u>	第30条 [略]
(勤務体制の確保等)	
第32条 [略]	
2～3 [略]	
	<u> (1)～(6) [略]</u>
	<u> (7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
	<u> (8) [略]</u>
	(勤務体制の確保等)
	第32条 [略]
	2～3 [略]
	<u> 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問</u>

介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 [略]

2 [略]

第33条 [略]

2 [略]

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

		<p>(3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
(掲示)	第34条 [略]	(掲示)
		<p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
(地域との連携)	第39条 [略]	(地域との連携等)
		<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
		<p>(虐待の防止)</p>
		<p>第40条の2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
		<p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p>
		<p>(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。</p>
		<p>(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p>
		<p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
(準用)	第47条 第1節及び第4節(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この	(準用)
		<p>第47条 第1節及び第4節(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この</p>

場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第57条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるの

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」

は「第57条」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提

とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第77条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 [略]

供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項の指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(運営規程)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条か

(1)～(4) [略]

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項の指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(運営規程)

第87条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条か

ら第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 [略]

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ら第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 [略]

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) [略]

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定

居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、
指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次
に掲げる事業の運営についての重要事項
に関する規程(以下この章において「運営
規程」という。)を定めておかなければな
らない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第
19条、第20条、第22条、第27条、第32条
から第35条まで、第37条から第41条まで、
第56条及び第69条の規定は、指定居宅療
養管理指導の事業について準用する。こ
の場合において、これらの規定中「訪問
介護員等」とあるのは「居宅療養管理指
導従業者」と、第9条中「第30条」とある

(運営規程)

第96条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する
事項

(7) [略]

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第
19条、第20条、第22条、第27条、第32条
から第35条まで、第37条から第41条まで、
第56条及び第69条の規定は、指定居宅療
養管理指導の事業について準用する。こ
の場合において、これらの規定中「訪問
介護員等」とあるのは「居宅療養管理指
導従業者」と、第9条第1項中「第30条」

のは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(運営規程)

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第5節を除く。)において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第108条 [略]

2 [略]

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(運営規程)

第107条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第108条 [略]

2 [略]

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)

	<p><u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第110条 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第111条 [略]</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
	<p><u>5 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第111条 [略]</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は</u></p>

	<p><u>その自発的な活動等との連携及び協力その他地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<u>第111条の2</u> [略] (準用)	<p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、<u>第37条から第39条まで</u>、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、<u>第37条から第39条まで</u>、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。<u>第34条</u>において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生</p>	<p>第111条の3 [略] (準用)</p> <p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、<u>第37条、第38条、第40条の2</u>、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、<u>第32条の2</u>第2項、<u>第34条第1項並びに第40条の2</u>第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、<u>第37条、第38条、第40条の2</u>、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。<u>第34条第1項において同じ。)</u>」と、「訪問介護員等」</p>

型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは、「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準

とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第40条の2、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とある

該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めおかなければならぬ。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(衛生管理等)

第144条 [略]

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条か

のは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(衛生管理等)

第144条 [略]

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催することとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条か

ら第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 [略]

2~4 [略]

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 [略]

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介

ら第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 [略]

2~4 [略]

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 [略]

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介

護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができます。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第168条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2~3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホ

護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 [略]

(1) [略]

(2) [略]

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第168条において準用する第110条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2~3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、

ーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5~8 [略]

(運営規程)

第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

(1)~(8) [略]

(9) [略]

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)

かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5~8 [略]

(運営規程)

第164条 [略]

(1)~(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第171条 [略]

の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができます。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防局長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2~5 [略]

6 第3項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介

(1) [略]

(2) [略]

ア 消防局長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2~5 [略]

6 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介

護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7~8 [略]

(運営規程)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) [略]

護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7~8 [略]

(運営規程)

第178条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する

	<u>事項</u>
(10) [略] (勤務体制の確保等)	(11) [略] (勤務体制の確保等)
第179条 [略]	第179条 [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
(準用)	5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介</u>	第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、 <u>第32条の2</u> 、第34条から第36条まで、第37条、 <u>第38条、第39条(第2項を除く。)</u> 、 <u>第40条から第41条まで</u> 、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介</u>

たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第166条第2項中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短

護従業者」という。)」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」

期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条の第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準

と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条の第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第1

用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第214条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

66条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第214条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療

	<p><u>養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p>
第226条 [略]	第226条 [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。	6 [略]
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)~(3) [略]	(2)~(3) [略]
7~8 [略]	7~8 [略]
(運営規程)	(運営規程)
第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。	第232条 [略]
(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]
(9) [略]	(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(勤務体制の確保等)	(10) [略]
第233条 [略]	(勤務体制の確保等)
2~3 [略]	第233条 [略]
4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、	4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、

その研修の機会を確保しなければならない。

その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めて

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 [略]

おかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」と

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条(第4項を除く。)中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 [略]

いう。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(衛生管理等)

第260条 [略]

2～5 [略]

(掲示及び目録の備え付け)

第261条 [略]

2 [略]

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、
第27条、第35条、第36条、第37条から第4
1条まで、第56条並びに第108条第1項及び
第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業
について準用する。この場合において、
第9条中「第30条」とあるのは「第257条」

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する
事項

(7) [略]

(衛生管理等)

第260条 [略]

2～5 [略]

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福
祉用具貸与事業所において感染症が発生
し、又はまん延しないように、次に掲げ
る措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の
ための対策を検討する委員会(テレビ
電話装置等を活用して行うものを含
む。)をおおむね6月に1回以上開催する
とともに、その結果について、福祉用
具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止の
ための指針を整備すること。

(3) 福祉用具専門相談員に対し、感染症
の予防及びまん延の防止のための研修
及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第261条 [略]

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定
する事項を記載した書面を当該指定福
祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これ
をいつでも関係者に自由に閲覧させること
により、同項の規定による掲示に代え
ることができる。

3 [略]

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、
第27条、第32条の2、第35条、第36条、第
37条から第41条まで、第56条並びに第10
8条第1項、第2項及び第4項の規定は、指
定福祉用具貸与の事業について準用す
る。この場合において、第9条第1項中「第

と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当

30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当

しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」)とあるのは「以下同じ。」)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

あるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項、第32条の2、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」)とあるのは「以下同じ。」)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条第1

項及び第259条中「福祉用具」とあるのは
「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雜則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指
定居宅サービスの提供に当たる者は、作
成、保存その他これらに類するものう
ち、この条例において書面(書面、書類、
文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ
の他文字、図形等人の知覚によって認識
することができる情報が記載された紙そ
の他の有体物をいう。以下この条におい
て同じ。)で行なうことが規定されているも
の又は想定されるもの(第12条第1項(第4
2条の3、第47条、第59条、第63条、第79
条、第89条、第98条、第113条、第115条、
第135条、第146条、第168条(第181条にお
いて準用する場合を含む。)、第181条の3、
第188条、第204条(第216条において準用
する場合を含む。)、第237条、第248条、
第263条、第265条及び第276条において準
用する場合を含む。)及び第224条第1項
(第248条において準用する場合を含む。)
並びに次項に規定するものを除く。)につ
いては、書面に代えて、当該書面に係る
電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができ
ない方式で作られる記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。)により行なうことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅
サービスの提供に当たる者は、交付、説
明、同意、承諾、締結その他これらに類
するもの(以下この項において「交付等」
という。)のうち、この条例において書面
で行なうことが規定されているもの又は想
定されるものについては、当該交付等の
相手方の承諾を得て、書面に代えて、電
磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他
人の知覚によって認識することができな

い方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第30条(新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(新条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。)、第111条第2項(新条例第115条、第135条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)、

第144条第2項(新条例第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第260条第6項(新条例第265条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新条例第248条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、新条例第171条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者(新条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所(新条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。)における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第171条第6項第1号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那霸市条例第18号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第9章 [略]	第1章～第9章 [略] <u> 第10章 雜則(第204条)</u>
付則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)	付則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略] <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
3～4 [略] (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)	4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 5～6 [略] (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所の	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所 <u>(那</u>

訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3~4 [略]

5 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

霸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。)の訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3~4 [略]

5 [略]

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第152条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定する事業所をいう。第48条第4項第4号において同じ。)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条

	<u>第3項及び第192条第7項第1号において同じ。)</u>
(6) 指定地域密着型特定施設	<u>(6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項及び第192条第7項第2号において同じ。)</u>
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設	<u>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)</u>
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)</u>
(9)～(10) [略]	(9)～(10) [略]
(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設	<u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u>
(12) [略]	(12) [略]
6～11 [略]	6～11 [略]
12 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、 <u>那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</u> (平成24年那覇市条例第50号。以下「 <u>指定居宅サービス等基準条例</u> 」といふ。)第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに第192条第14項の規定により同条第4項の規定により基準を満たしているものとみ	

準を満たしているものとみなされているとき、並びに第192条第14項の規定により同条第4項の規定により基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第32条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第33条 [略]

2～4 [略]

なされているときを除く。)は、当該事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第32条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第33条 [略]

2～4 [略]

5 事業者は、適切な指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画

(衛生管理等)

第34条 [略]

2 [略]

(揭示)

第35条 [略]

(地域との連携等)

第40条 事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援

について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 [略]

2 [略]

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第35条 [略]

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第40条 事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支

センターの職員、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2~4 [略]

(訪問介護員等の員数)

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下この章において「事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」という。)の職種及び員数は、次の

援センターの職員、定期巡回・随时対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2~4 [略]

(虐待の防止)

第41条の2 事業者は、当該事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(訪問介護員等の員数)

第48条 [略]

とおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者
オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者(以下この章において同じ。)として1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

- (3) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 [略]

(1) オペレーションセンター従業者
オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数以上

2 [略]

3 オペレーターは専らその職務に従事す

る者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規

	<p><u>定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、<u>第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p>
(運営規程)	(運営規程)
第56条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	第56条 [略]
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]
<u>(8) [略]</u>	<u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第57条 [略]	第57条 [略]
2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u>	2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u>
<u>3 前項の規定にかかわらず、事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業</u>	<u>3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市</u>

者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業が同一敷地内において、一体的に運営されている場合(第33条第2項ただし書きの規定により当該事業所の従業者が当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められる場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随时訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 [略]

(地域との連携等)

第58条 [略]

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、

長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の事業所の間の契約に基づき、当該複数の事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 [略]

5 事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第58条 [略]

2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行いうよう努めなければならない。

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員

第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)とるのは、「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業者ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第60条の13 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

等)」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第60条の13 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症である要介護者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策) 第60条の15 [略] 2 [略]	(非常災害対策) 第60条の15 [略] 2 [略] 3 [略] (衛生管理等) 第60条の16 [略] 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう <u>に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 [略] (衛生管理等) 第60条の16 [略] 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう <u>に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u> (地域との連携等) 第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(<u>以下この項において「運営推進会議」という。)</u> を
----------------------------------	--	--

設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2~5 [略]

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する運営規程」と、「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通

はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2~5 [略]

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密

所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、
指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、
安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、

着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、
指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、
安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、

地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2~3 [略]

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設の食堂若し

地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2~3 [略]

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指

くは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者若しくは入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型通所介護の利用者(当該共用型事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における利用者)の数を合計した数について、第111条、第131条又は予防基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]

(利用定員等)

第66条 [略]

2 共用型事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(以下「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有するものでなければならない。

(管理者)

第67条 共用型事業者は、共用型事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型事業所の管理上支障がない場合は、

定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第67条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者若しくは入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型通所介護の利用者(当該共用型事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における利用者)の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第152条又は予防基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]

(利用定員等)

第66条 [略]

2 共用型事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3以上の経験を有するものでなければならない。

(管理者)

第67条 共用型事業者は、共用型事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型事業所の管理上支障がない場合は、

当該共用型事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	当該共用型事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。
2 [略] (運営規程)	2 [略] (運営規程)
第74条 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) [略]	第74条 [略] (1)～(9) [略] <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) [略] (準用)
第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等)	第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、 <u>第33条の2</u> 、第35条から第39条まで、 <u>第41条の2</u> 、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、 <u>第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等)</u>
第83条 [略]	第83条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	[略]
当該居宅介護事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、 <u>指定居宅サービスの事業を行う事業所</u> 、 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> 、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]

6 [略]

当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	[略]
当該居宅介護事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、 <u>指定居宅サービスの事業を行う事業所</u> 、 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> 、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	[略]

7~13 [略]

(管理者)

第84条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所(以下これらを「介護事業所等」という。)、居宅介護事業所、指定複合型サー

7~13 [略]

(管理者)

第84条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所(以下これらを「介護事業所等」という。)、居宅介護事業所、指定複合型サー

ビス事業所(第154条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(居宅介護事業者の代表者)

第85条 事業者の代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

ビス事業所(第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第194条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(居宅介護事業者の代表者)

第85条 居宅介護事業者の代表者は、介護事業所等、居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(サービス計画の作成) 第97条 居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあっては研修修了者。)に、小規模多機能型居宅介護計画(以下この条において「サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2~7 [略] (運営規程) 第101条 居宅介護事業者は、居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)~(9) [略] (10) [略] (定員の遵守) 第102条 [略] 2 [略]	ならない。 (サービス計画の作成) 第97条 居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあっては研修修了者。 <u>以下この条において同じ。</u>)に、小規模多機能型居宅介護計画(以下この条において「サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2~7 [略] (運営規程) 第101条 [略] (1)~(9) [略] <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) [略] (定員の遵守) 第102条 [略] 2 [略] <u>3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿</u>
---	---

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下この章において「共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、当該グループホームを構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下この章において「共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。ただし、当該グループホームの有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の

	<p><u>階において隣接し、従業者が円滑な利用者</u>の状況把握及び速やかな対応を行うこ<u>とが可能な構造である場合であって、当該共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されてい</u>ると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯にグループホームごとに置くべき従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の従業者に夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。第2号において同じ。)を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p>
(1) [略]	(1) [略]
(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。)を1人以上の従業者に行わせるために必要な数以上	(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務を1人以上の従業者に行わせるために必要な数以上
2~4 [略]	2~4 [略]
5 共同生活介護事業者は、 <u>共同生活住居</u> ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 <u>共同生活住居</u> における他の職務に従事することができるものとする。	5 共同生活介護事業者は、 <u>グループホーム</u> ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 <u>グループホーム</u> における他の職務に従事することができるものとする。
6~8 [略]	6~8 [略]
	<p><u>9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型グループホーム(グループホームであって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する共同生活介護事業者により設置される当該グループホーム以外のグループホームであって当該グループホームに対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行</u></p>

		<p>うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下この章において同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p>
9 [略]		
10 共同生活介護事業者が共同生活介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第72条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)	10 [略]	11 共同生活介護事業者が共同生活介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第72条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)
第112条 [略]	第112条 [略]	2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型グループホームにおける共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
2 [略]	3 [略]	3 [略]
第114条 事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、グループホームに係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。	第114条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型グループホームにあっては、1又は2)とする。	2~7 [略] (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)
2~7 [略]	2~7 [略]	2~7 [略] (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)
第118条 [略]	第118条 [略]	2~6 [略]
2~6 [略]		2~6 [略]

<p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>8 共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第123条 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p>	<p>7 共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>8 共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) 外部の者による評価</p> <p>(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型グループホームの場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第123条 [略]</p>
---	---

(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略] <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) [略] (勤務体制の確保等)
第124条 [略] 2 [略] 3 共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	第124条 [略] 2 [略] 3 共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該共同生活介護事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
(準用)	<u>4 共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用)
第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、 <u>第41条、第42条</u> 、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、 <u>第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護</u>	第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、 <u>第33条の2</u> 、第35条から第37条まで、第39条、 <u>第41条から第42条まで</u> 、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、 <u>第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護</u>

<p>6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第103条中「居宅介護事業者」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)</p> <p>第135条 [略]</p> <p>2 特定施設事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者</u>以外の者が提供する介護サービスを利用するなどを妨げてはならない。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第139条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者</u>は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)~(3) [略]</p> <p>7~8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第146条 特定施設事業者は、特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第103条中「居宅介護事業者」とあるのは「<u>共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)</p> <p>第135条 [略]</p> <p>2 特定施設事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該<u>特定施設事業者</u>以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第139条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 <u>特定施設事業者</u>は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)~(3) [略]</p> <p>7~8 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第146条 [略]</p>
--	---

(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
<u>(9)</u> [略] (勤務体制の確保等)	<u>(9)</u> <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (勤務体制の確保等)
第147条 [略]	第147条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 特定施設事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	4 特定施設事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該特定施設事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
(準用)	5 特定施設事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、 <u>第42条</u> 、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第35条中「従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有す</u>	(準用)
	第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、 <u>第33条の2</u> 、第35条から第39条まで、第41条から <u>第42条まで</u> 、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第60条の18及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、 <u>第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地</u>

る者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 栄養士 1人以上

(5)～(6) [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第43条のユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する

域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) [略]

(4) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

(5)～(6) [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

場合の指定地域密着介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4~7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9~12 [略]

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護

4~7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9~12 [略]

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護

<p>予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14~17 [略] (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)~(3) [略]</p> <p>7~8 [略] (地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第159条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14~17 [略] (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)~(3) [略]</p> <p>7~8 [略] (地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第159条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。</u>)を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対す</p>
---	---

7~12 [略]

(運営規程)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第170条 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

る照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7~12 [略]

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉

施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第169条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第170条 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等

	<p><u>の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第172条 [略]	第172条 [略]
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。	2 [略]
(1) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>	(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
(4) [略]	(4) [略]
(事故発生の防止及び発生時の対応)	(事故発生の防止及び発生時の対応)
第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止す	第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止す

<p>るため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならぬ。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2～4 [略] (準用)</p> <p>第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット ア 居室 (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニット</p>	<p>るため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならぬ。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略] (準用)</p> <p>第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条、第37条、<u>第39条、第41条の2</u>、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第181条 [略]</p> <p>(1) [略] ア [略] (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニット</p>
--	--

<p>に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下</u>としなければならない。</p> <p>(ウ) 1室の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略] (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第183条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下</u>とし、15人を超えないものとする。</p> <p>(ウ) 1室の居室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)</u>とすること。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略] (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第183条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
--	--

(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
9～10 [略] (運営規程)	9～10 [略] (運営規程)
第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) [略]	第187条 [略] <u>(1)～(8) [略]</u> <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) [略]</u> (勤務体制の確保等)
<u>(9) [略]</u> (勤務体制の確保等)	<u>(10) [略]</u> (勤務体制の確保等)
第188条 [略]	第188条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
(準用)	(準用)
第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39	第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第

条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業員の員数等)

第192条 [略]

2~10 [略]

37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業員の員数等)

第192条 [略]

2~10 [略]

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する <u>前項各号</u> に掲げる施設等の職務に従事することができる。	11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する <u>第7項各号</u> に掲げる施設等の職務に従事することができる。
12~14 [略] (設備及び備品等)	12~14 [略] (設備及び備品等)
第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、 <u>地域交流室</u> 、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2~4 [略] (準用)	2~4 [略] (準用)
第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、 <u>第41条、第42条</u> 、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、 <u>第35条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と</u>	第203条 第10条から第14条まで、第21条、 <u>第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで</u> 、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、 <u>同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並び</u>

あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

に第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雜則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項（第190条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ

とができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第32条、第56条、第60条の12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第169条及び第187条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施

しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 10 施行日以降、当分の間、新条例第181条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(新条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)は、新条例第152条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第181条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市条例第19号
令和3年3月26日
公 布 濟

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第13章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第13章 [略]</p> <p><u>第14章 雜則(第267条)</u></p> <p>付則</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

第55条の2 [略]

2 [略]

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第55条の2 [略]

2 [略]

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要支援者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

		<u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
(衛生管理等)	(衛生管理等)	
第55条の3 [略]	第55条の3 [略]	
2 [略]	2 [略]	
		<u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
		<u>(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u>
		<u>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>
		<u>(3) 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>
(掲示)	(掲示)	
第55条の4 [略]	第55条の4 [略]	
		<u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>
(地域との連携)	(地域との連携等)	
第55条の9 [略]	第55条の9 [略]	
		<u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供</u>

する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第

中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、
指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次
に掲げる事業の運営についての重要事項
に関する規程を定めておかなければなら
ない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5
から第51条の7まで、第51条の9から第51

52条の2中「法定代理受領サービスに該当
しない指定介護予防訪問入浴介護」とあ
るのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と
読み替えるものとする。

(運営規程)

第73条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する
事

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者
は、利用者に対し適切な指定介護予防訪
問看護を提供できるよう、指定介護予防
訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務
の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介
護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定
介護予防訪問看護事業所の看護師等によ
って指定介護予防訪問看護を提供しなけ
ればならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師
等の資質の向上のために、その研修の機
会を確保しなければならぬ。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な
指定介護予防訪問看護の提供を確保する
観点から、職場において行われる性的な
言動又は優越的な関係を背景とした言動
であつて業務上必要かつ相当な範囲を超
えたものにより看護師等の就業環境が害
されることを防止するための方針の明確
化等の必要な措置を講じなければなら
い。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5
から第51条の7まで、第51条の9から第51

条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第83条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは

	<p>「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項の指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(14) [略] (運営規程)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>〔略〕</p> <p>第87条 [略]</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項の指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(14) [略] (運営規程)</p> <p>第92条 [略]</p>
--	---	--

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 [略]

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 [略]

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援

事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) [略]

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内

(4) [略]

	<p><u>容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</u></p>
(運営規程)	(運営規程)
第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第121条 [略]
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
(9) [略]	(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
(勤務体制の確保等)	(10) [略]
第121条の2 [略]	(勤務体制の確保等)
2 [略]	第121条の2 [略]
3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。	2 [略]
	3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。 <u>この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
	4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(非常災害対策)	(非常災害対策)

第121条の4 [略] 2~4 [略]	第121条の4 [略] 2~4 [略]
5 [略] (衛生管理等)	<u>5 指定介護予防通所リハビリテーション</u> <u>事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
第122条 [略]	6 [略] (衛生管理等)
2 指定介護予防通所リハビリテーション 事業者は、当該 <u>事業所</u> において感染症が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ</u> い。	第122条 [略]
(準用)	2 指定介護予防通所リハビリテーション 事業者は、当該 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所</u> において感染症が発生し、又はまん延しないように、 <u>次に掲げる措置を講じなければならぬ</u> い。 (1) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u> (準用)
第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第68条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、 <u>第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心</u>	第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、 <u>第55条の2の2</u> 、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第68条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、 <u>第51条の2第1項及び第55条の4第1項</u> 中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心

身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 [略] 2~4 [略] 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、 <u>この限りでない</u> 。	身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 [略] 2~4 [略] 5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、 <u>生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる</u> 。 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(第133条第4項において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。 7 [略] 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (設備及び備品等) 第133条 [略] 2~3 [略] 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規
---	---

定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5~8 [略]

(運営規程)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(8) [略]

(9) [略]

(衛生管理等)

第140条の2 [略]

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5~8 [略]

(運営規程)

第139条 [略]

(1)~(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(衛生管理等)

第140条の2 [略]

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第154条 [略]

2~5 [略]

6 第3項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定

施すること。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第154条 [略]

2~5 [略]

6 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定

居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7~8 [略]

(運営規程)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7~8 [略]

(運営規程)

第157条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

<p>(10) [略] (勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活 介護事業者は、介護予防短期入所生活介 護従業者の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(11) [略] (勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活 介護事業者は、介護予防短期入所生活介 護従業者の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。<u>この 場合において、当該ユニット型指定介 護予防短期入所生活介護事業者は、介護 予防短期入所生活介護従業者（看護師、准 看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 法第8条第2項に規定する政令で定める者 等の資格を有する者その他これらに類す る者を除く。）に対し、認知症介護に係る 基礎的な研修を受講させるために必要な 措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活 介護事業者は、適切なユニット型指定介 護予防短期入所生活介護の提供を確保す る観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより介護予防短期入所生活 介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な 措置を講じなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第165条の3 第51条の3から第51条の7ま で、第51条の9、第51条の10、第51条の1 3、第52条の2、第52条の3、第54条、第5 5条の4から<u>第55条の11まで、第121条の2、</u> <u>第121条の4、第129条、第131条並びに第4</u> <u>節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、</u> <u>共生型介護予防短期入所生活介護の事業</u> <u>について準用する。この場合において、</u> <u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第1</u> <u>39条」と、「介護予防訪問入浴介護従業</u> <u>者」とあるのは「<u>共生型介護予防短期入</u> <u>所生活介護の提供に当たる従業者（以下</u></u></p>	<p>(準用)</p> <p>第165条の3 第51条の3から第51条の7ま で、第51条の9、第51条の10、第51条の1 3、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第5</u> <u>5条の2の2、第55条の4から第55条の8ま</u> <u>で、第55条の9（第2項を除く。）、第55条</u> <u>の10から第55条の11まで、第121条の2、</u> <u>第121条の4、第129条、第131条並びに第4</u> <u>節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、</u> <u>共生型介護予防短期入所生活介護の事業</u> <u>について準用する。この場合において、</u> <u>第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴</u> <u>介護従業者」とあるのは「<u>共生型介護予</u></u></p>

「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該

防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」といふ。)と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該

当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護
事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、

「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第179条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2

第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第195条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7、第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第194条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第195条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准

	<p><u>看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
5 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(身体的拘束等の禁止)
(身体的拘束等の禁止)	第212条 [略]
2 [略]	第212条 [略]
3 指定介護予防特定施設入居者生活介護 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] (運営規程)	2 [略] 3 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] (運営規程)
第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(8) [略] <u>(9) [略]</u>	第213条 [略] (1)～(8) [略] <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) [略]</u>

(勤務体制の確保等) 第214条 [略] 2~3 [略] 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	(勤務体制の確保等) 第214条 [略] 2~3 [略] 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(準用) 第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第53条及び第55条の4</u> 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、 <u>同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。</u>	(準用) 第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、 <u>第55条の2の2</u> 、第55条の4から <u>第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)</u> 、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第53条、第55条の2の2第2項、第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、<u>同項中「第55条」とあるのは「第213条」と、<u>第140条の2第2項第1号及び第3号中</u></u></u>

(運営規程)

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条、第210条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第232条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条、第210条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護

	予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
(運営規程)	(運営規程)
第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第243条 [略]
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) [略]	(6) 虐待の防止のための措置に関する事項
(衛生管理等)	(7) [略]
第246条 [略]	(衛生管理等)
2～5 [略]	第246条 [略]
	2～5 [略]
	6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
	(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
	(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
	(3) 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
(掲示及び目録の備え付け)	(掲示及び目録の備付け)
第247条 [略]	第247条 [略]
	2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ

2 [略]

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」)、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護

る。

3 [略]

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」)とあるのは「以下同じ。」)、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節

予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」)とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とある

の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」)とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項、第2項及び第4項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51

のは「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

第14章 雜則

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、

第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31までの間、改正後の那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第55条の10の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは

「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第55条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条(新条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(新条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新条例第235条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。)、第122条第2項(新条例第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第140条の2第2項(新条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。)及び第246条第6項(新条例第254条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、新条例第154条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(新条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)は、新条例第130条第1項第3号及び第158条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(新条例第154条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第154条第6項第1号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那霸市条例第20号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第9条 指定認知症対応型共同生活介護事</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p><u>第5章 雜則(第92条)</u></p> <p>付則</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者(その役員及び従業者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第9条 指定認知症対応型共同生活介護事</p>

業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者若しくは入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型予防事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型予防事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型予防事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は基準条例第111条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]
(利用定員等)

第10条 [略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する

業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第11条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型予防事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型予防事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型予防事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は基準条例第111条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]
(利用定員等)

第10条 [略]

2 共用型予防事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する

者でなければならない。 (管理者)	者でなければならない。 (管理者)
第11条 共用型予防事業者は、共用型予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型予防事業所の管理上支障がない場合は、当該 <u>事業所</u> の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第11条 共用型予防事業者は、共用型予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型予防事業所の管理上支障がない場合は、当該 <u>共用型予防事業所</u> の他の職務 <u>若しくは</u> 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該 <u>共用型予防事業所</u> の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。
2 [略] (サービス提供困難時の対応)	2 [略] (サービス提供困難時の対応)
第14条 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の通所介護予防事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	第14条 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所(<u>単独型・併設型予防事業所</u> 又は <u>共用型予防事業所</u> をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の通所介護予防事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第28条 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(9) [略]	第28条 [略] (1)～(9) [略] (10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) [略]
(10) [略] (勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第29条 [略]	第29条 [略]

2 [略]

3 通所介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 [略]

3 通所介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所介護予防事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症である要支援者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所介護予防事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 通所介護予防事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護予防事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 通所介護予防事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

(非常災害対策)

第31条 [略]	第31条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 通所介護予防事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
<u>3 [略]</u> (衛生管理等)	<u>4 [略]</u> (衛生管理等)
第32条 [略]	第32条 [略]
2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 <u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>
(掲示)	(掲示)
第33条 [略]	第33条 [略]
	2 通所介護予防事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所介護予防事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (虐待の防止)
	第38条の2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、 <u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u>

		<p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
		<p>(地域との連携等)</p>
第40条	通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、 <u>当該事業所</u> が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	第40条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員 <u>又は当該通所介護予防事業所</u> が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
2~5	[略]	2~5 [略]
	(従業者の員数等)	(従業者の員数等)
第45条	[略]	第45条 [略]
2~5	[略]	2~5 [略]
6	次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄	6 [略]

に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該居宅 介護予防 事業所 に、中欄 に掲げる 施設等の いずれか が併設さ れている 場合	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定 地域密着型介護老人福 祉施設、指定介護療養型 医療施設(医療法(昭和2 3年法律第205号)第7条 第2項第4号に規定する 療養病床を有する診療 所であるものに限る。) 又は介護医療院	[略]
当該居宅 介護予防 事業所の 同一敷地 内に、中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かがある 場合	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービスの 事業を行う事業所、指定 巡回・隨時対応型訪問介 護看護事業所、指定地域 密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所 介護事業所、指定介護老 人福祉施設又は介護老 人保健施設</u>	[略]

当該居宅 介護予防 事業所 に、中欄 に掲げる 施設等の いずれか が併設さ れている 場合	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定地 域密着型特定施設、指定 地域密着型介護老人福 祉施設、 <u>指定介護老人福 祉施設、介護老人保健施 設、指定介護療養型医療 施設(医療法(昭和23年 法律第205号)第7条第2 項第4号に規定する療養 病床を有する診療所で あるものに限る。)</u> 又は 介護医療院	[略]
当該居宅 介護予防 事業所の 同一敷地 内に、中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かがある 場合	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービスの 事業を行う事業所、指定 巡回・隨時対応型訪問介 護看護事業所、指定地域 密着型通所介護事業所、 <u>又は指定認知症対応型 通所介護事業所</u>	[略]

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの

(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。)の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

8~13 [略]

(管理者)

第46条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(基準条例第194条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、居宅介護予防事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第50条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者

(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

8~13 [略]

(管理者)

第46条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(基準条例第194条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、居宅介護予防事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第3項及び第74条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第50条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護予防事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のた

の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第58条 居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(定員の遵守)

第59条 [略]

2 [略]

めに指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの
(利用者又はその家族が参加する場合に
あっては、当該テレビ電話装置等の活用
についてこれらの者の同意を得たものに
限る。)を含む。)をいう。)等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第58条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(定員の遵守)

第59条 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、居宅介護予防事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の居宅介護予防事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「問い合わせサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「共同生活介護予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第29条の2、第32条から第40条まで(第38条第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「問い合わせサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「共同生活介護予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。ただし、当該グループホームの有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該共同生活介護予防事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯にグループホ

		<p><u>ームごとに置くべき従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の従業者に夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。第2号において同じ。)を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p>
(1) [略]		
(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務 <u>(宿直勤務を除く。)</u> に従事する従業者 1人以上		
2~4 [略]		
5 共同生活介護予防事業者は、 <u>共同生活住居</u> ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 <u>共同生活住居</u> における他の職務に従事することができるものとする。		
6~8 [略]		
		<p><u>ームごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>グループホーム</u>における他の職務に従事することができるものとする。</u></p>
		<p><u>9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型グループホーム(グループホームであって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する共同生活介護予防事業者により設置される当該グループホーム以外のグループホームであって当該グループホームに対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下の章において同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p>

9 [略]

10 共同生活介護予防事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 [略]

2 [略]

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1又は2とする。ただし、グループホームに係る用地の確保が困難であることその他地域の実情によりグループホームの効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができます。

2~7 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第79条 [略]

2 [略]

3 共同生活介護予防事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

10 [略]

11 共同生活介護予防事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第111条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 [略]

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型グループホームにおける共同生活住居の管理者は、本事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 [略]

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1以上3以下(サテライト型グループホームにあっては、1又は2)とする。

2~7 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第79条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月

<p>介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)～(3) [略] (管理者による管理)</p>	<p>(2)～(3) [略] (管理者による管理)</p>
<p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス<u>(サテライト型グループホームの場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第81条 共同生活介護予防事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第81条 [略]</p>
<p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) [略]</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) [略]</u> (勤務体制の確保等)</p>
<p>第82条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 共同生活介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第82条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 共同生活介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該共同生活介護予防事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ</p>

	<p><u>るために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 共同生活介護予防事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
(準用)	(準用)
第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、 <u>第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条</u> の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と読み替えるものとする。	第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、 <u>第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)</u> 、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と読み替えるものとする。
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)	(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)
第88条 [略]	第88条 [略]
2 共同生活介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	2 共同生活介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3~5 [略]

- (1) 外部の者による評価
(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

3~5 [略]

第5章 雜則(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下の項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の

欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項(新条例第66条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第21号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第5章 [略]</p> <p>付則 (基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p>	<p>目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雜則(第55条)</u></p> <p>付則 (基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1人以上</p>

(5)～(6) [略]	(5)～(6) [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 <u>指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>	4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
5～9 [略]	5～9 [略]
10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(<u>指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項の本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライ</u>	10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(<u>那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第152条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かな</u>

ト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	い場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)	(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第15条 [略]	第15条 [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	6 [略]
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うもの</u> を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)~(3) [略]	(2)~(3) [略]
7~8 [略]	7~8 [略]
(施設サービス計画の作成)	(施設サービス計画の作成)
第16条 [略]	第16条 [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。 <u>以下同じ。</u>)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。</u>)をいう。 <u>第11項において同じ。</u> の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7~12 [略]	7~12 [略]
	<u>(栄養管理)</u>

	<p><u>第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> <u>(口腔衛生の管理)</u></p>
	<p><u>第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> <u>(計画担当介護支援専門員の責務)</u></p>
第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。	第27条 [略]
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) <u>第40条第3項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	(7) <u>第40条第3項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(運営規程)	(運営規程)
第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(<u>以下「運営規程」という。</u>)を定めておかなければならない。	第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(<u>第34条第1項において「運営規程」という。</u>)を定めておかなければならない。
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]
(8) [略]	(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(勤務体制の確保等)	(9) [略] (勤務体制の確保等)
第29条 [略]	第29条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、</u>

介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第52条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 [略]

2~4 [略]

5 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければな

		<u>らない。</u>
5 [略] (衛生管理等) 第32条 [略]	6 [略] (衛生管理等) 第32条 [略]	
2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症 <u>及び</u> 食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (掲示) 第34条 [略]	2 [略] (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症 <u>又は</u> 食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (掲示) 第34条 [略]	
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。	2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	

(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2～4 [略]	<u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
	2～4 [略]
	(虐待の防止)
	<u>第40条の2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
	<u>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>
	<u>(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。</u>
	<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>
	<u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
(基本方針)	(基本方針)
第44条 [略]	第44条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
	<u>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めな</u>

(設備)	<u>ければならない。</u>
第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第45条 [略]
(1) ユニット ア 居室 (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>おおむね10人以下としなければならない。</u>	(1) [略] ア [略] (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u>
(ウ) 1室の居室の床面積等は、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u>	(ウ) 1室の居室の床面積等は、 <u>10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合は、21.3平方メートル以上を標準とすること。</u>
a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書のときは、21.3平方メートル以上を標準とすること。</u>	
b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u>	
(エ) [略]	(エ) [略]
イ～エ [略]	イ～エ [略]
(2)～(5) [略]	(2)～(5) [略]
2 [略] (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)	2 [略] (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第47条 [略]	第47条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
9～10 [略] (運営規程)	9～10 [略] (運営規程)
第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(8) [略]	第51条 [略]
(9) [略] (勤務体制の確保等)	(1)～(8) [略] <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
第52条 [略]	(10) [略] (勤務体制の確保等)
2～3 [略]	第52条 [略]
4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	2～3 [略] 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

ならない。

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで第29条の2及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項及び第12条第1項(これらの規定を第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)について

は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第40条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第28条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に関する経過措置)
3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に関する経過措置)
4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3(新条例第54条において準用する

場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければならない」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 9 施行日から、当分の間、新条例第45条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設(新条例第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、新条例第4条第1項第3号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第45条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那霸市条例第22号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略] <u>第6章 雜則(第55条)</u>
付則 (基本方針)	付則 (基本方針)
第2条 [略]	第2条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
(従業者の員数等)	<u>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第4条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。	<u>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数等)
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) 栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては、1人以上	(6) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては、1人以上
(7)～(8) [略]	(7)～(8) [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 <u>介護老人保</u>	4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処

健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 [略]

6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員
- (2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員
- (3) 病院 医師、栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力

遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 [略]

6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- (2) 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- (3) 病院 医師、栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定

<p>を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われる認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) [略] (介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われる認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) [略] (介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員</p>
---	---

		その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)～(3) [略]		(2)～(3) [略]
7～8 [略]		7～8 [略]
(施設サービス計画の作成)		(施設サービス計画の作成)
第17条 [略]		第17条 [略]
2～5 [略]		2～5 [略]
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。 <u>以下同じ。</u>)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。		6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。</u>)を含む。)をいう。 <u>第11項において同じ。</u>)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7～12 [略]		7～12 [略]
(運営規程)		(栄養管理)
第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(<u>以下「運営規程」という。</u>)を定め		第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
(口腔衛生の管理)		(口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
(運営規程)		(運営規程)
第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(<u>第35条第1項において「運営規程」</u>		

ておかなければならぬ。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第30条 [略]

2 [略]

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

という。)を定めておかなければならぬ。

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第30条 [略]

2 [略]

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。この場合において、当該介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第52条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業

		<p><u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p>
	<p>3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
(非常災害対策)		(非常災害対策)
第32条 [略]		第32条 [略]
2~4 [略]		2~4 [略]
		<p>5 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
5 [略]		6 [略]
(衛生管理等)		(衛生管理等)
第33条 [略]		第33条 [略]
2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。		2 [略]
(1) <u>当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>		(1) 感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) <u>当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>		(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) <u>当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>		(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
(4) [略]		(4) [略]
(掲示)		(掲示)
第35条 [略]		第35条 [略]
		<p>2 介護老人保健施設は、前項に規定する事</p>

		<p><u>項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>
		<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>定める</u> 措置を講じなければならない。		<p>第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。</p>
(1)～(2) [略]		(1)～(2) [略]
(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。		(3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2～4 [略]		(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
	2～4 [略]	
		<p><u>(虐待の防止)</u></p>
第40条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。		<p>第40条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。		(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。		(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
		<p>(基本方針)</p>
第44条 [略]		第44条 [略]
2 [略]		2 [略]
		3 <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者</u>

	<p><u>の</u><u>人</u><u>権</u><u>の</u><u>擁</u><u>護</u>、<u>虐</u><u>待</u>の<u>防</u><u>止</u>等のため、必 要な体制の整備を行うとともに、その従 業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保 健施設サービスを提供するに当たって は、法第118条の2第1項に規定する介護保 険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ ばならない。</p>
(施設)	
第45条 [略]	
2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる施 設の基準は、次のとおりとする。	
(1) ユニット	
ア 療養室	
(ア) [略]	
(イ) 療養室は、いずれかのユニッ トに属するものとし、当該ユニッ トの共同生活室に近接して一体的 に設けること。ただし、一のユニ ットの入居定員は、 <u>おおむね10人</u> <u>以下としなければならない。</u>	
(ウ) 一の療養室の床面積等は、 <u>次</u> <u>の</u> <u>い</u> <u>ず</u> <u>れ</u> <u>か</u> <u>を</u> <u>満</u> <u>た</u> <u>す</u> <u>こ</u> <u>と</u> 。	
a <u>10.65平方メートル以上とする</u> <u>こと。ただし、(ア)ただし書の</u> <u>場合にあっては、21.3平方メー</u> <u>トル以上を標準とすること。</u>	
b <u>ユニットに属さない療養室を</u> <u>改修したものについては、入居</u> <u>者同士の視線の遮断の確保を前</u> <u>提にした上で、療養室を隔てる</u> <u>壁について、天井との間に一定</u> <u>の隙間が生じていても差し支え</u> <u>ない。</u>	
(エ)～(ク) [略]	
	<p>第45条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 療養室は、いずれかのユニッ トに属するものとし、当該ユニッ トの共同生活室に近接して一体的 に設けること。ただし、一のユニ ットの入居定員は、<u>原則としてお</u> <u>おむね10人以下とし、15人を超 えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 一の療養室の床面積等は、<u>10.</u> <u>65平方メートル以上((ア)ただし</u> <u>書の場合にあっては、21.3平方メ</u> <u>ートル以上)とすること。</u></p>

イ～エ [略]	イ～エ [略]
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
3～5 [略] (介護保健施設サービスの取扱方針)	3～5 [略] (介護保健施設サービスの取扱方針)
第47条 [略]	第47条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 [略]
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
9～10 [略] (運営規程)	9～10 [略] (運営規程)
第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第51条 [略]
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]
<u>(8) [略]</u> (勤務体制の確保等)	<u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (勤務体制の確保等)
第52条 [略]	第52条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講</u>

じなければならぬ。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者

は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第4

0条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(栄養管理に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければならない」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 9 施行日以降、当分の間、新条例第45条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設(新条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)は、新条例第4条第1項第3号及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、改

正前の第45条第2項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

那霸市条例第23号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略] <u>第6章 雜則(第56条)</u>
付則 (基本方針)	付則 (基本方針)
第2条 [略]	第2条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
	<u>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、その従業 者に対し、研修を実施する等の措置を講 じなければならない。</u>
	<u>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療 養施設サービスを提供するに当たって は、法第118条の2第1項に規定する介護保 険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ ばならない。</u>
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2 項第4号に規定する療養病床をいう。以下 同じ。)を有する病院であるものに限る。) に置くべき従業者の員数は、次のとおり とする。	第4条 [略]
(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ 医療法に規定する療養病床を有する病 院として必要とされる数以上	(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法 に規定する療養病床を有する病院とし て必要とされる数以上
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
	<u>(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床 が100人以上の指定介護療養型医療施 設にあっては、1人以上</u>

<p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設(健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号及び第3項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人する。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てな</p>	<p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が<u>100人以上の指定介護療養型医療施設</u>にあっては、1人以上</p> <p>(7) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号及び第3項第7号</u>の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人する。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てな</p>
--	---

ければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9~10 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第17条 [略]

2~5 [略]

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)~(3) [略]

7~8 [略]

(施設サービス計画の作成)

第18条 [略]

2~5 [略]

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療

ければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9~10 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第17条 [略]

2~5 [略]

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)~(3) [略]

7~8 [略]

(施設サービス計画の作成)

第18条 [略]

2~5 [略]

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療

養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7~12 [略]

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 [略]

2 [略]

養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入院患者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7~12 [略]

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第34条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 [略]

2 [略]

- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第53条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- (業務継続計画の策定等)
- 第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策) 第31条 [略] 2~4 [略] 5 [略] (衛生管理等) 第32条 [略] 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 (1) <u>当該指定介護療養型医療施設における</u> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) <u>当該指定介護療養型医療施設における</u> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員</u> その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) [略] (掲示) 第34条 [略]	(非常災害対策) 第31条 [略] 2~4 [略] 5 <u>指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 6 [略] (衛生管理等) 第32条 [略] 2 [略] (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) <u>介護職員</u> その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに <u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的に実施すること。 (4) [略] (掲示) 第34条 [略] 2 <u>指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>
---	---

(事故発生の防止及び発生時の対応)	(事故発生の防止及び発生時の対応)
第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>定める措置</u> を講じなければならない。	第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>掲げる措置</u> を講じなければならない。
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	(3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2～4 [略]	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(基本方針)	2～4 [略]
第43条 [略]	(虐待の防止)
2 [略]	第39条の2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(基本方針)	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
第43条 [略]	(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
2 [略]	(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の 人権の擁護、虐待の防止等 のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置 を講じなければならない。	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、	(基本方針)

(構造設備)	<p>指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>
第44条 [略]	
2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。	
(1) ユニット	
ア 病室	
(ア) [略]	
(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、 <u>おおむね10人以下</u> としなければならない。	
(ウ) 一の病室の床面積等は、 <u>次のいずれか</u> を満たすこと。	
a <u>10.65平方メートル以上</u> とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、 <u>21.3平方メートル以上</u> とすること。	
b <u>ユニットに属さない病室を改修</u> したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。	
(エ) [略]	
イ～エ [略]	
(2)～(4) [略]	
(構造設備)	
第44条 [略]	
2 [略]	
(1) [略]	
ア [略]	
(ア) [略]	
(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。	
(ウ) 一の病室の床面積等は、 <u>10.65平方メートル以上</u> ((ア)ただし書の場合にあっては、 <u>21.3平方メートル以上</u>)とすること。	
(エ) [略]	
イ～エ [略]	
(2)～(4) [略]	

3~5 [略]	3~5 [略]
第45条 [略]	第45条 [略]
2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。	2 [略]
(1) ユニット	(1) [略]
ア 病室	ア [略]
(ア) [略]	(ア) [略]
(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、 <u>おおむね10人以下としなければならない。</u>	(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
(ウ) 一の病室の床面積等は、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u>	(ウ) 一の病室の床面積等は、 <u>10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。</u>
a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u>	
b <u>ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u>	
(エ) [略]	(エ) [略]
イ～エ [略]	イ～エ [略]
オ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u>	(2) <u>廊下幅 1.8メートル以上(中廊下にあっては、2.7メートル以上)とすること。</u>

(2)～(3) [略]	(3)～(4) [略]
3～5 [略]	3～5 [略]
第46条 [略]	第46条 [略]
2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。	2 [略]
(1) ユニット	(1) [略]
ア 病室	ア [略]
(ア) [略]	(ア) [略]
(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、 <u>おおむね10人以下</u> としなければならない。	(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則として <u>おおむね10人以下</u> とし、15人を超えないものとする。
(ウ) 一の病室の床面積等は、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u>	(ウ) 一の病室の床面積等は、 <u>10.65平方メートル以上</u> ((ア)ただし書の場合にあっては、 <u>21.3平方メートル以上</u> とすること。
a <u>10.65平方メートル以上</u> とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、 <u>21.3平方メートル以上</u> とすること。	
b <u>ユニットに属しない病室を改修したものについて</u> は、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。	
(エ) [略]	(エ) [略]
イ～エ [略]	イ～エ [略]
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
3～4 [略]	3～4 [略]
(指定介護療養施設サービスの取扱方針)	(指定介護療養施設サービスの取扱方針)
第48条 [略]	第48条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略]	8 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略]
9～10 [略] (運営規程) 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(7) [略] <u>(8)</u> [略] (勤務体制の確保等)	9～10 [略] (運営規程) 第52条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9)</u> [略] (勤務体制の確保等)
第53条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。	第53条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。 <u>この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当</u>

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条の3まで、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第1

1条第1項及び第14条第1項(これらの規定を第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第39条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例39条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければならない」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない」とする。
(ユニットの定員に関する経過措置)
- 9 施行日以降、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)又は第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設(新条例第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項第2号及び第3号並びに第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室であって、改正前の第44条第2項第1号ア(ウ)b、第45条第2項第1号ア(ウ)b及び第46条第2項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。

那霸市条例第24号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第3条関係) 衛生措置の基準 1~5 [略] 6 浴室及び脱衣室 (1)~(2) [略] (3) <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)</u> <u>以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、</u> <u>上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。</u> (4)~(5) [略] (6)~(7) [略] (8) <u>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の</u></p> <p>別表第1(第3条関係) 衛生措置の基準 1~5 [略] 6 [略] (1)~(2) [略] (3) 原湯(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。 (4)~(5) [略] <u>(6) 定期的に貯湯槽の設備の点検及び温度計の性能の確認を行うこと。</u> (7)~(8) [略] (9) <u>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる基準を満たすようにするとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯</u></p>	

条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

(9) ろ過器等を使用して循環させてい
る浴槽水を消毒する場合には、次に掲
げる措置を講ずること。

ア～ウ [略]

(10) 集毛器は、毎日清掃すること。

(11) 調整箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。)は、定期的に清掃を行ふこと。

(12)～(13) [略]

の水素イオン濃度が高く当該基準を適用することが適当でない場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

ア 塩素系薬剤(結合塩素のモノクロラミンを除く。)を使用する場合の遊離残留塩素濃度は、次のとおりとする。

(ア) 1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。

(イ) 1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用する場合の結合残留塩素濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度とすること。

(10) ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子及び纖維等を除去する装置をいう。以下同じ。)等を使用して循環させている浴槽水を消毒する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア～ウ [略]

エ 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

(11) 集毛器(浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置であつて、浴槽水を再利用するためのものをいう。以下同じ。)は、毎日1回以上、清掃及び消毒を行うこと。

(12) 調節箱(洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。以下同じ。)は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(13)～(14) [略]

(14) 浴槽の縁からあふれた湯水を貯留する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤で消毒すること。

(15) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(16) [略]

(17)～(18) [略]

7～10 [略]

別表第2(第5条関係)

1 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準

(1)～(2) [略]

(3) 浴室は、次の要件を満たすものであ

(15) 浴槽の縁からあふれた水及びその水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に還水管(浴槽の縁からあふれた水を浴用に再利用するための配管をいう。以下同じ。)及び回収槽の内部の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(16) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

イ 定期的に清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(17) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(18) [略]

(19) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜の除去を行うための消毒を行うこと。

(20) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(21) シャワーヘッド及びシャワーのホースは、6月に1回以上の点検並びに1年に1回以上の清掃及び消毒を行うこと。

(22)～(23) [略]

7～10 [略]

別表第2(第5条関係)

1 [略]

(1)～(2) [略]

(3) [略]

ること。

ア～イ [略]

ウ 水道水以外の水を原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

エ～カ [略]

キ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ク～ケ [略]

(4) 共同で使用する浴室を設ける場合は、前号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア～イ [略]

ウ [略]

エ 回収槽の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

ア～イ [略]

ウ 原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

エ～カ [略]

キ 気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり又は浴槽水等が入らない構造であること。

ク～ケ [略]

(4) [略]

ア～イ [略]

ウ 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。

エ [略]

オ 浴槽の縁からあふれた水及び回収槽の水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難い場合には、還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

カ 水位計を設置する場合は、当該水位計の配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないものであること。

キ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。

ク 調節箱を設置する場合は、清掃が容易で、かつ、消毒できる構造であること。

(5)～(8) [略] 2～3 [略]	(5)～(8) [略] 2～3 [略]
------------------------	------------------------

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて旅館業を営む者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日以後に許可を受けた者を含む。)が引き続き営業の用に供する施設の構造設備であって、改正後の別表第2第1項に規定する基準に適合しないものについての構造設備の基準については、当該構造設備を増築し、又は改築する時までは、改正後の那覇市旅館業法施行条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

那霸市条例第25号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

那覇市公衆浴場法施行条例(平成24年那覇市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 普通公衆浴場及びその他の公衆浴場の構造設備の基準</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を、原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)又は上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。</u></p> <p>(10) [略]</p>	<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>水位計を設置する場合は、当該水位計の配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないものであること。</u></p> <p>(8) <u>配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。</u></p> <p>(9) <u>調節箱(洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。以下同じ。)を設置する場合は、清掃が容易で、かつ、消毒できる構造であること。</u></p> <p>(10)～(11) [略]</p> <p>(12) 原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)又は上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)として使用する水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。</p> <p>(13) [略]</p>

(11) 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(12) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たすものであること。

ア [略]

イ ろ過器の前に集毛器を設置すること。

ウ～オ [略]

(13) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

(14)～(15) [略]

(16) 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(17)～(19) [略]

(14) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。

(15) 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器(浴槽水中の微細な粒子及び繊維等を除去する装置であって、浴槽水を再利用するためのものをいう。以下同じ。)及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(16) [略]

ア [略]

イ ろ過器の前に集毛器(浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置であって、浴槽水を再利用するためのものをいう。以下同じ。)を設置すること。

ウ～オ [略]

(17) 浴槽の縁からあふれた水及びその水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難い場合には、還水管(浴槽の縁からあふれた水を浴用に再利用するための配管をいう。以下同じ。)を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

(18)～(19) [略]

(20) 気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり及び浴槽水等が入らない構造であること。

(21)～(23) [略]

(20) 入浴者用飲料水の設備を設けるときは、その旨を表示し、飲料水の水質については、水道法第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合すること。

(21)～(23) [略]

2 [略]

別表第2(第5条関係)

1 普通公衆浴場及びその他の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準

(1)～(4) [略]

(5) 浴槽水及び上り用湯の温度は、常に摂氏40度以上に保つこと。

(6)～(8) [略]

(9) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(10)～(11) [略]

(12)～(13) [略]

(14) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

(24) 入浴者用飲料水の設備を設けるときは、その旨を表示し、飲料水の水質については、水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合すること。

(25)～(27) [略]

2 [略]

別表第2(第5条関係)

1 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 浴槽水及び上がり用湯の温度は、常に摂氏40度以上に保つこと。

(6)～(8) [略]

(9) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(10)～(11) [略]

(12) 定期的に貯湯槽の設備の点検及び温度計の性能の確認を行うこと。

(13)～(14) [略]

(15) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる基準を満たすようにするとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く当該基準を適用することが適當でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

(15) ろ過器等を使用している場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア～ウ [略]

(16) 集毛器は、毎日清掃すること。

(17) 調整箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。)は、定期的に清掃を行うこと。

(18)～(19) [略]

(20) 回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤で消毒すること。

(21) 気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ア 塩素系薬剤(結合塩素のモノクロラミンを除く。)を使用する場合の遊離残留塩素濃度は、次のとおりとする。

(ア) 1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。

(イ) 1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用する場合の結合残留塩素濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度とすること。

(16) [略]

ア～ウ [略]

エ 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

(17) 集毛器は、毎日1回以上、清掃及び消毒を行うこと。

(18) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(19)～(20) [略]

(21) 浴槽の縁からあふれた水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(22) 気泡発生装置等を設置する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

イ 定期的に清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

	(22) [略]	(23) 沐槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。 (24) [略] (25) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜の除去を行うための消毒を行うこと。 (26) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。 (27) シャワーヘッド及びシャワーのホースは、6月に1回以上の点検並びに1年に1回以上の清掃及び消毒を行うこと。 (28)～(30) [略] (31) 7歳以上の男女を混浴させないこと。 (32)～(33) [略]
2 個室付公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準	(23)～(25) [略] (26) 10歳以上の男女を混浴させないこと。 (27)～(28) [略] (2) [略]	2 [略] (1) 前項第1号から第9号まで及び第26号から第33号までに規定する措置を講ずること。 (2) [略]
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて浴場業を営む者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日以後に許可を受けた者を含む。)が引き続き営業の用に供する施設の構造設備

であって、改正後の別表第1第1項に規定する基準に適合しないものについての構造設備の基準については、当該構造設備を増築し、又は改築する時までは、改正後の那覇市公衆浴場法施行条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

那霸市条例第26号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第26条 [略] 2 [略] 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和2年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくは <u>これ</u> に相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	(職員) 第26条 [略] 2 [略] 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和2年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは <u>大学院</u> において、心理学を専修する学科、 <u>研究科</u> 若しくは <u>これら</u> に相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4~6 [略]	4~6 [略]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市条例第27号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~4 [略]

- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア [略] イ 共同住宅等の共用部分 (ア) 300平方メートル <u>以下のもの</u> 78,000円 (イ) <u>300平方メートルを超えるもの</u>

			<p>129,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 205,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 266,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 322,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 372,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分</p> <p>(ア) 300平方メートル以下のもの 172,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超えて2,000平方メートル以下のもの 275,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 395,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 488,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 579,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 658,000円</p>
(2)	[略]	[略]	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 共同住宅等の共用部分</p> <p>(ア) 300平方メートル以下のもの 6,900円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超えて2,000平方メートル以下のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 62,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 100,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 158,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分</p> <p>(ア) 300平方メートル以下のもの 6,900円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超えて2,000平方メートル以下のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 62,000円</p>

		(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 100,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 129,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 158,000円
(3)～(4)	[略]	

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ判定に係る建築物の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあっては、83,000円)</p> <p>ア 標準入力法又は主要室入力法の場合</p> <p>(ア) [略] (イ) <u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (ウ)～(カ) [略]</p> <p>イ モデル建物法の場合</p> <p>(ア) [略] (イ) <u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円 (ウ)～(カ) [略]</p>
(2)	[略]	[略]	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該計画の変更に係る建築物の部分の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあっては、41,500円)</p> <p>ア 標準入力法又は主要室入力法の場合</p> <p>(ア) [略] (イ) <u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 173,500円 (ウ)～(カ) [略]</p> <p>イ モデル建物法の場合</p> <p>(ア) [略] (イ) <u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 69,500円 (ウ)～(カ) [略]</p>
(3)	[略]		
(4)	[略]	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考

			<p>の規定により算定した額を加えた額)を加算した額</p> <p>ア 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 347,000円</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>イ 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>80,000円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>131,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>201,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>255,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>304,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>353,000円</u></p> <p>ウ～エ [略]</p>
(5)	[略]	[略]	<p>申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 27,000円</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>イ 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>7,000円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>19,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>54,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>85,000円</u></p>

			(オ) <u>10,000</u> 平方メートル以上 <u>25,000</u> 平方メートル未満のもの <u>107,000</u> 円 (カ) <u>25,000</u> 平方メートル以上のもの <u>134,000</u> 円 ウ～エ [略]
(6)～(7)	[略]		
(8)	[略]	[略]	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300</u>平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの <u>347,000</u>円</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) <u>300</u>平方メートル未満のもの <u>80,000</u>円</p> <p>(イ) <u>300</u>平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの <u>131,000</u>円</p> <p>(ウ) <u>2,000</u>平方メートル以上<u>5,000</u>平方メートル未満のもの <u>201,000</u>円</p> <p>(エ) <u>5,000</u>平方メートル以上<u>10,000</u>平方メートル未満のもの <u>255,000</u>円</p> <p>(オ) <u>10,000</u>平方メートル以上<u>25,000</u>平方メートル未満のもの <u>304,000</u>円</p> <p>(カ) <u>25,000</u>平方メートル以上のもの <u>353,000</u>円</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) <u>200</u>平方メートル未満のもの <u>16,000</u>円</p> <p>(イ) <u>200</u>平方メートル以上のもの <u>17,000</u>円</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) <u>300</u>平方メートル未満のもの <u>29,000</u>円</p> <p>(イ) <u>300</u>平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの <u>49,000</u>円</p> <p>(ウ) <u>2,000</u>平方メートル以上<u>5,000</u>平方メートル未満のもの <u>85,000</u>円</p> <p>(エ) <u>5,000</u>平方メートル以上のもの <u>125,000</u>円</p>
(9)	[略]	[略]	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適</p>

		合するものとして申請された場合に限る。)
	(ア)	[略]
	(イ)	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 27,000円
	(ウ)～(カ)	[略]
	イ	<u>非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u>
	(ア)	<u>300平方メートル未満のもの</u> 7,000円
	(イ)	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 19,000円
	(ウ)	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 54,000円
	(エ)	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 85,000円
	(オ)	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 107,000円
	(カ)	<u>25,000平方メートル以上のもの</u> 134,000円
	ウ	<u>住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u>
	(ア)～(イ)	[略]
	エ	<u>住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u>
	(ア)	<u>200平方メートル未満のもの</u> 4,000円
	(イ)	<u>200平方メートル以上のもの</u> 4,000円
	オ	<u>住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u>
	(ア)～(エ)	[略]
	カ	<u>住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u>
	(ア)	<u>300平方メートル未満のもの</u> 7,000円
	(イ)	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 15,000円
	(ウ)	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 31,000円
	(エ)	<u>5,000平方メートル以上のもの</u> 54,000円

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る同項の床面積から当該増築又は改築に係る工場等部分の床面積を除いたもの)をいう。

- 2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であって、基準省令第1条第1号イの一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものをいう。
- 3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。

5 [略]

7 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	建築計画概要書その他の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) <u>第11条の4第1項</u> の書類の写しの交付	[略]	
(4)～(5) [略]			

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	<p>ア [略] イ [略]</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 78,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>103,000円</u></p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 129,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 205,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 266,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 322,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 372,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分<u>で標準入力法又は主要室入力法の場合</u></p>

			(ア) 300平方メートル未満のもの <u>162,000円</u> (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>203,000円</u> (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>265,000円</u> (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>379,000円</u> (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>471,000円</u> (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>560,000円</u> (キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>637,000円</u> エ 住宅以外の用途に供する部分でモデル建物法の場合 (ア) 300平方メートル未満のもの <u>62,000円</u> (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>79,000円</u> (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>105,000円</u> (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>173,000円</u> (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>230,000円</u> (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>279,000円</u> (キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>325,000円</u>
(2)	[略]	[略]	[略] ア [略] イ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの <u>6,900円</u> (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>12,000円</u> (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>20,000円</u> (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>62,000円</u> (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>100,000円</u> (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>129,000円</u> (キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>158,000円</u> ウ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの <u>6,900円</u> (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>12,000円</u>

		(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 20,000円 (エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 62,000円 (オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 100,000円 (カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 129,000円 (キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 158,000円
(3)～(4) [略]		

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
- 2 「モデル建物法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。

6 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	<p>ア 標準入力法又は主要室入力法の場合(ウに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 269,000円</p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 347,000円</p> <p>(エ)～(キ) [略]</p> <p>イ モデル建物法の場合(ウに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 106,000円</p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 139,000円</p> <p>(エ)～(キ) [略]</p> <p>ウ 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。)</p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> 11,000円</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 17,000円</p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>

			<p style="text-align: center;"><u>27,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>77,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>121,000円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>152,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円</u></p>
(2)	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>ア 標準入力法又は主要室入力法の場合<u>(ウに掲げる場合を除く。)</u> <u>(ア) [略]</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>134,500円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>173,500円</u> <u>(エ)～(キ) [略]</u> イ モデル建物法の場合<u>(ウに掲げる場合を除く。)</u> <u>(ア) [略]</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>53,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>69,500円</u> <u>(エ)～(キ) [略]</u> ウ 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。) <u>(ア) 300平方メートル未満のもの 5,500円</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>8,500円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>13,500円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>38,500円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>60,500円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>76,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 95,000円</u></p>
(3)	[略]		
(4)	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) <u>(ア) [略]</u></p>

			<p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>269,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>347,000円</u></p> <p>(エ)～(キ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>83,000円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>106,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>139,000円</u></p> <p>(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>223,000円</u></p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>291,000円</u></p> <p>(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>349,000円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>410,000円</u></p> <p>ウ～エ [略]</p>
(5)	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又はイ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>17,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,000円</u></p> <p>(エ)～(キ) [略]</p> <p>イ～ウ [略]</p>
(6)～(7) [略]			
(8)	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>269,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>347,000円</u></p> <p>(エ)～(キ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>83,000円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>106,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>

			<p style="text-align: center;"><u>139,000円</u></p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>223,000円</u></p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>291,000円</u></p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>349,000円</u></p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>410,000円</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの <u>18,000円</u></p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの <u>19,000円</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>33,000円</u></p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>55,000円</u></p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>98,000円</u></p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの <u>148,000円</u></p>
(9)	[略]	[略]	<p>ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イ及びロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p>(エ)～(キ) [略]</p> <p>イ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>ウ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p>

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、

当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。

- 2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であつて、基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものをいう。
- 3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 5 「標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合」とは、第3項又は前項に規定する場合をいう。

6 [略]

7 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)	[略]		
(3)	建築計画概要書その他の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) <u>第11条の3第1項の書類の写しの交付</u>	[略]	
(4)～(5)	[略]		

那霸市条例第28号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第11条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下「社会福祉学等」という。 <u>以下この項において同じ。</u>)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) [略] 4～5 [略]	(職員) 第11条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(<u>以下この項において「社会福祉学等」という。</u>)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>) (6)～(10) [略] 4～5 [略]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那霸市条例第29号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章 [略]	目次 第1章～第6章 [略] <u>第7章 雜則(第35条)</u>
付則 第3条 [略] 2～4 [略]	付則 第3条 [略] 2～4 [略] <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
<u>5～6 [略]</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 [略]	<u>7～8 [略]</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 [略]
2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。	2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めできること等について説明を行い、理解を得なければならない。
3～7 [略]	3～7 [略]

(運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定 介護予防支援事業所ごとに、その事業の 運営についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という。)として、次に 掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) [略] (6) [略] (勤務体制の確保) 第20条 [略] 2～3 [略]	(運営規程) 第19条 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する 事項</u> (7) [略] (勤務体制の確保) 第20条 [略] 2～3 [略] <u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定 介護予防支援の提供を確保する観点か ら、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であつ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより担当職員の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) <u>第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感 染症又は非常災害の発生時において、利 用者に対する指定介護予防支援の提供を 継続的に実施するため及び非常時の体制 で早期の業務の再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」と いう。)を策定し、当該業務継続計画に従 い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に 対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業 務継続計画の見直しを行い、必要に応じ て業務継続計画の変更を行うものとす る。</u> (感染症の予防及びまん延の防止のため)
--	---

の措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第23条 [略]

(秘密保持)

第24条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(第32条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場

(掲示)

第23条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第24条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(第32条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用

合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(30) [略]

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(30) [略]

第7章 雜則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同

じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条及び第32条第28号(これらの規定を第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(これらの規定を新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第19条(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第19条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくよう努めるとと

もに、次の第1号から第5号まで及び第7号に」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるものは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那霸市条例第30号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例

那覇市松山公園文化交流施設条例(平成27年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
(開園時間及び休園日) 第4条 文化交流施設の開園時間は次の表に定めるとおりとし、休園日は第14条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が定める日とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>開園時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福州園</td><td>午前9時から<u>午後6時</u>まで</td></tr> <tr> <td>松山公園 連携施設 案内所兼公園管理事務所 交流室</td><td>午前9時から<u>午後9時</u>まで</td></tr> <tr> <td>歴史展示室</td><td>午前9時から午後9時までの間で指定管理者が定める時間</td></tr> <tr> <td>飲食店</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設	開園時間	福州園	午前9時から <u>午後6時</u> まで	松山公園 連携施設 案内所兼公園管理事務所 交流室	午前9時から <u>午後9時</u> まで	歴史展示室	午前9時から午後9時までの間で指定管理者が定める時間	飲食店	[略]	[略]		(開園時間及び休園日) 第4条 [略]																				
施設	開園時間																																
福州園	午前9時から <u>午後6時</u> まで																																
松山公園 連携施設 案内所兼公園管理事務所 交流室	午前9時から <u>午後9時</u> まで																																
歴史展示室	午前9時から午後9時までの間で指定管理者が定める時間																																
飲食店	[略]																																
[略]																																	
2~4 [略] 別表第2(第9条関係)	2~4 [略] 別表第2(第9条関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">入園料(1人につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td><td>大人</td><td>200円</td></tr> <tr> <td></td><td>小人</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>団体(20人以上)</td><td>大人</td><td>160円</td></tr> <tr> <td></td><td>小人</td><td>80円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	入園料(1人につき)		個人	大人	200円		小人	100円	団体(20人以上)	大人	160円		小人	80円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">入園料(1人につき)</th></tr> <tr> <th>昼間</th><th>夜間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td><td>大人</td><td>200円</td></tr> <tr> <td></td><td>小人</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>団体(20人以上)</td><td>大人</td><td>160円</td></tr> <tr> <td></td><td>小人</td><td>80円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 夜間とは午後5時以後にライトアップ(照明器具を用いて建造物、樹木等を明るく浮かび上がらせる)を行って開園する時間帯をいい、昼間とはそれ以外の開園する時間帯をいう。</p>	区分	入園料(1人につき)		昼間	夜間	個人	大人	200円		小人	100円	団体(20人以上)	大人	160円		小人	80円
区分	入園料(1人につき)																																
個人	大人	200円																															
	小人	100円																															
団体(20人以上)	大人	160円																															
	小人	80円																															
区分	入園料(1人につき)																																
	昼間	夜間																															
個人	大人	200円																															
	小人	100円																															
団体(20人以上)	大人	160円																															
	小人	80円																															
1~2 [略] 備考	2~3 [略]																																

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那霸市条例第31号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略] <u>第6章 雜則(第56条)</u>
付則 (基本方針)	付則 (基本方針)
第3条 [略]	第3条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
(従業者の員数等)	<u>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数等)
第5条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 栄養士 入所定員100人以上の介護医療院にあっては、1人以上 (7)～(9) [略]	第5条 [略] (1)～(5) [略] (6) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 入所定員100人以上の介護医療院にあっては、1人以上 (7)～(9) [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、 <u>介護医療院(ユニット型介護医療院(第44条のユニット型介護医療</u>	4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5~7 [略]

(施設)

第6条 [略]

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 診察室

ア～イ [略]

(3)～(10) [略]

3 [略]

(構造設備の基準)

第7条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる

5~7 [略]

(施設)

第6条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) [略]

ア～イ [略]

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

(3)～(10) [略]

3 [略]

(構造設備の基準)

第7条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは「いずれ

	措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。
(5)～(8) [略]	(5)～(8) [略]
2 [略] (介護医療院サービスの取扱方針)	2 [略] (介護医療院サービスの取扱方針)
第17条 [略]	第17条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
7～8 [略] (施設サービス計画の作成)	7～8 [略] (施設サービス計画の作成)
第18条 [略]	第18条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得た場合に限る。)を含む。)</u> をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7～12 [略]	7～12 [略] <u>(栄養管理)</u>

	<p><u>第21条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> <u>(口腔衛生の管理)</u></p>
	<p><u>第21条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> <u>(運営規程)</u></p>
第30条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（ <u>第36条</u> において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第30条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（ <u>第36条第1項</u> において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) [略]	(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第31条 [略]	第31条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）である要介護者に対する介護（第53条4項において「認知症介護」という。）に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
	4 <u>介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場にお</u>

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第33条 [略]

2~4 [略]

5 [略]

(衛生管理等)

第34条 [略]

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業

第33条 [略]

2~4 [略]

5 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 [略]

(衛生管理等)

第34条 [略]

2 [略]

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

	者に周知徹底を図ること。	介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)	<u>当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3)	<u>当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>	(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u>
(4)	[略]	(4) [略]
3	[略] (掲示) 第36条 [略]	3 [略] (掲示) 第36条 [略]
	(事故発生の防止及び発生時の対応)	(事故発生の防止及び発生時の対応)
第41条	介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。	介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1)～(2)	[略]	(1)～(2) [略]
(3)	事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2～4	[略]	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2～4 [略] (虐待の防止)
		第41条の2 介護医療院は、当該介護医療院における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
		(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催す

		<p><u>るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
(基本方針)		
第45条 [略]		
2 [略]		
		<p><u>3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
(施設)		
第46条 [略]		
2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。		
(1) ユニット		
ア 療養室		
(ア) [略]		
(イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの入居者の定員は、 <u>おおむね10人以下</u> としなければならない。		
(ウ) 一つの療養室の床面積等は、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u>		
		<p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>ア [略]</u></p> <p><u>(ア) [略]</u></p> <p><u>(イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの入居者の定員は、原則として<u>おおむね10人以下</u>とし、<u>15人</u>を超えないものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 一つの療養室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上</u>((ア)ただ</u></p>

		<u>し書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。</u>
a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u>		
b <u>ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u>		
(エ)～(キ) [略]		(エ)～(キ) [略]
イ～エ [略]		イ～エ [略]
(2) 診察室		(2) [略]
ア～イ [略]		ア～イ [略]
(3)～(5) [略]		(3)～(5) [略]
3～5 [略]		3～5 [略]
(介護医療院サービスの取扱方針)		(介護医療院サービスの取扱方針)
第48条 [略]		第48条 [略]
2～7 [略]		2～7 [略]
8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。		8 [略]
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。		(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)～(3) [略]		(2)～(3) [略]
9～10 [略]		9～10 [略]
(運営規程)		(運営規程)
第52条 ユニット型介護医療院は、次に掲		第52条 [略]

<p>げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略] (勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から<u>第21条</u>まで、第24条、第26条から第29条まで及び第33条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第4号中「第17条第5項」とあるのは「第</p>	<p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) [略] (勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に</u>対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から<u>第21条の3</u>まで、第24条、第26条から第29条まで、<u>第31条の2</u>及び第33条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第4号中「第17条第5項」</p>
---	---

48条第7項」と読み替えるものとする。

とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第56条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうちこの条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項及び第14条第1項(これらの規定を第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

付 則

11 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第6条第2項第7号イ及び第46条第2項第5号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するま

での間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第41条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第30条及び第52条の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるように努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第2項第3号(新条例第55条において

準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。
- (ユニットの定員に関する経過措置)
- 9 施行日以降、当分の間、新条例第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入居者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院(新条例第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)は、新条例第5条第1項第3号及び第4号並びに第7項第2号並びに第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、改正前の第46条第2項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

那霸市条例第32号
令和3年3月26日
公 布 濟

那霸市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第7条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)<u>又は保育士</u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)<u>又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者</u></p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)<u>又は保育士</u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又は</p>

(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

イに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けすることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)におい

て、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。第8条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第8条及び第80条において同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。第8条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。第8条及び第80条において同じ。)を行う場合

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第80条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項の重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項の重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) [略]	(1) [略]
(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師 又は准看護師をいう。以下同じ。) 1 以上	(2) 看護職員 1以上
(3)～(5) [略]	(3)～(5) [略]
4 [略]	5 [略]
5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障 害福祉サービス経験者のうち、1人以上 は、常勤でなければならない。	6 第1項第1号の児童指導員又は保育士の うち、1人以上は、常勤でなければならない。
6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障 害福祉サービス経験者の半数以上は、児 童指導員又は保育士でなければならない い。	7 第3項の規定により機能訓練担当職員等 の数を含める場合における第1項第1号の 児童指導員又は保育士の合計数の半数以 上は、児童指導員又は保育士でなければ ならない。
7 [略]	8 [略]
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児 童発達支援事業所において <u>日常生活</u> を営 むのに必要な機能訓練を行う場合には、 <u>機能訓練担当職員</u> を置かなければなら ない。 <u>この場合において、当該機能訓練担 当職員の数を児童指導員及び保育士の総 数に含めることができる。</u>	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児 童発達支援事業所において、 <u>日常生活</u> を 営むのに必要な機能訓練を行う場合には <u>機能訓練担当職員を、日常生活及び社会</u> <u>生活を営むために医療的ケアを恒常的に</u> <u>受けすることが不可欠である障がい児に医</u> <u>療的ケアを行う場合には看護職員を、そ</u> <u>れぞれ置かなければならない。ただし、</u> <u>次の各号のいずれかに該当する場合に</u> <u>は、看護職員を置かないことができる。</u> (1) <u>医療機関等との連携により、看護職</u> <u>員を指定児童発達支援事業所に訪問さ</u> <u>せ、当該看護職員が障がい児に対して</u> <u>医療的ケアを行う場合</u> (2) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会</u> <u>福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1</u> <u>項の登録に係る事業所である場合に限</u> <u>る。)において、医療的ケアのうち喀痰</u> <u>吸引等のみを必要とする障がい児に対</u> <u>し、当該登録を受けた者が自らの事業</u> <u>又はその一環として喀痰吸引等業務を</u> <u>行う場合</u> (3) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会</u> <u>福祉士及び介護福祉士法附則第20条第</u>

	<p><u>1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次の各号に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p>
4	<p><u>第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次の各号に掲げる従業者を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></u></p> <p>(1)～(2) [略]</p>
	<p><u>(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次に掲げる従業者を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p>
	<p><u>6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>

5 [略]

6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第29条 [略]

2~4 [略]

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6~10 [略]

(運営規程)

第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(12) [略]

(勤務体制の確保等)

第40条 [略]

2~3 [略]

7 [略]

8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第29条 [略]

2~4 [略]

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6~10 [略]

(運営規程)

第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(12) [略]

(勤務体制の確保等)

第40条 [略]

2~3 [略]

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ

	<p><u>て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><u>第42条 [略]</u></p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第43条 [略]</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第43条 [略]</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとと</u></p>
--	---

		<p>もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
(掲示)		
第45条 [略]		
		<p>(身体拘束等の禁止)</p>
第46条	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。	
2	[略]	
		<p>第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。</p>
		<p>2 [略]</p>
		<p>3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
		<p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p>
		<p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>
		<p>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
		<p>(虐待等の禁止)</p>

第47条 [略]

(地域との連携等)

第53条 [略]

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第61条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

第47条 [略]

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第53条 [略]

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第61条 [略]

(1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 [略]

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療

(1) 児童指導員又は保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。) 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 [略]

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療

型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第80条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

療型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第80条 [略]

(1) 児童指導員又は保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所

	<p><u>に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>(2) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p>(3) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p>
3	<p><u>前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p>
4	<p><u>前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p>
4	<p>[略]</p>
5	<p><u>第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。	7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。
7 [略] (従業者の員数) 第87条 放課後等デイサービスに係る基準 該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア～イ [略]	8 [略] (従業者の員数) 第87条 [略]
2 [略]	
3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	(1) 児童指導員又は保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
2 [略]	ア～イ [略]
3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	(2) [略]
(従業者の員数)	2 [略]
第92条 [略]	
2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学	(従業者の員数)
	第92条 [略]
	2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学

療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 [略]

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第9

療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 [略]

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第9

6条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項、第2項及び第4項、第8条、第69条、第80条第1項、第2項及び第4項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあ

るのは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)、第69条、第80条第1項、第2項及び第5項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定

るの「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事

児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、「指定通所支援の」と、同条第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、「指定通所支援の」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、

業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。	第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。
2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、 <u>第7条第5項及び第80条第5項</u> の規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、 <u>第7条第6項及び第80条第6項</u> の規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第47条第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第43条第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第46条第3項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

8条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(旧指定児童発達支援事業者に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項から付則第8項までにおいて「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、新条例第7条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第8条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- (旧基準該当児童発達支援事業者に係る経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第61条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- (旧指定放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び付則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- (旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令

和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

